

令和 6 年度
意匠出願動向調査

－マクロ調査－

令和 7 年 3 月

特 許 庁

要 約

要約

第1章 本調査の概要

第1節 本調査の事業目的

我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展に寄与する知的財産関連施策を推進していくためには、知的財産に関する国内外の動向の調査及び分析を継続的にを行い、統計情報その他の基礎資料の整備を図る必要がある。

また、製品開発やブランド構築においてデザインが果たす役割への期待が高まる中、我が国企業がグローバル市場を見据えて意匠出願戦略を策定し、実行していくためには、日本国居住者が多くの意匠出願を行っている日米欧中韓の国際的な意匠登録動向を把握しておく必要がある。

そこで、本調査では、主として、①意匠出願先の主要国・地域である日本、米国、欧州連合（EU）、中国、韓国での意匠登録動向¹、②意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく国際登録動向²、③国際的に事業展開し、積極的に意匠登録を行っていると思われる主要企業の意匠登録動向、④各国・地域における意匠政策動向を調査・分析することにより、国際的な意匠登録動向や意匠政策動向を総合的に把握することを目的とする。

この調査は、上記のとおり継続的な調査・分析を行うことが肝要であるところ、同様の調査を直近では令和5年度に実施している。本調査は、最新動向を把握するため、データを更新し、その分析を行うことを主な目的とする。

また、加えて、特許庁における意匠審査・審判業務や意匠関連施策の企画立案における必要性を考慮して、追加の調査項目を設定し、調査・分析することも目的とする。

本調査の結果は、特許庁における意匠審査・審判業務や意匠関連施策の企画立案のための基礎資料とするのみならず、我が国企業が意匠出願戦略やデザイン戦略を策定するための基礎資料として利用することが期待されるものである。

第2節 調査項目

調査項目は以下の5つで構成されている。

- (1) 日本、米国、EU、中国、韓国（以下、「日米欧中韓」という。）の意匠登録動向
- (2) 日本の意匠登録動向
- (3) 意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく国際登録（以下、「国際登録（意匠）」いう。）動向
- (4) 日本市場を含め、国際的に事業展開し、積極的に意匠登録を行っていると思われる海外の主要企業（以下、「グローバル企業」という。）の日米欧中韓の意匠登録動向及び国際登録（意匠）動向
- (5) 各国及び地域における意匠政策動向等

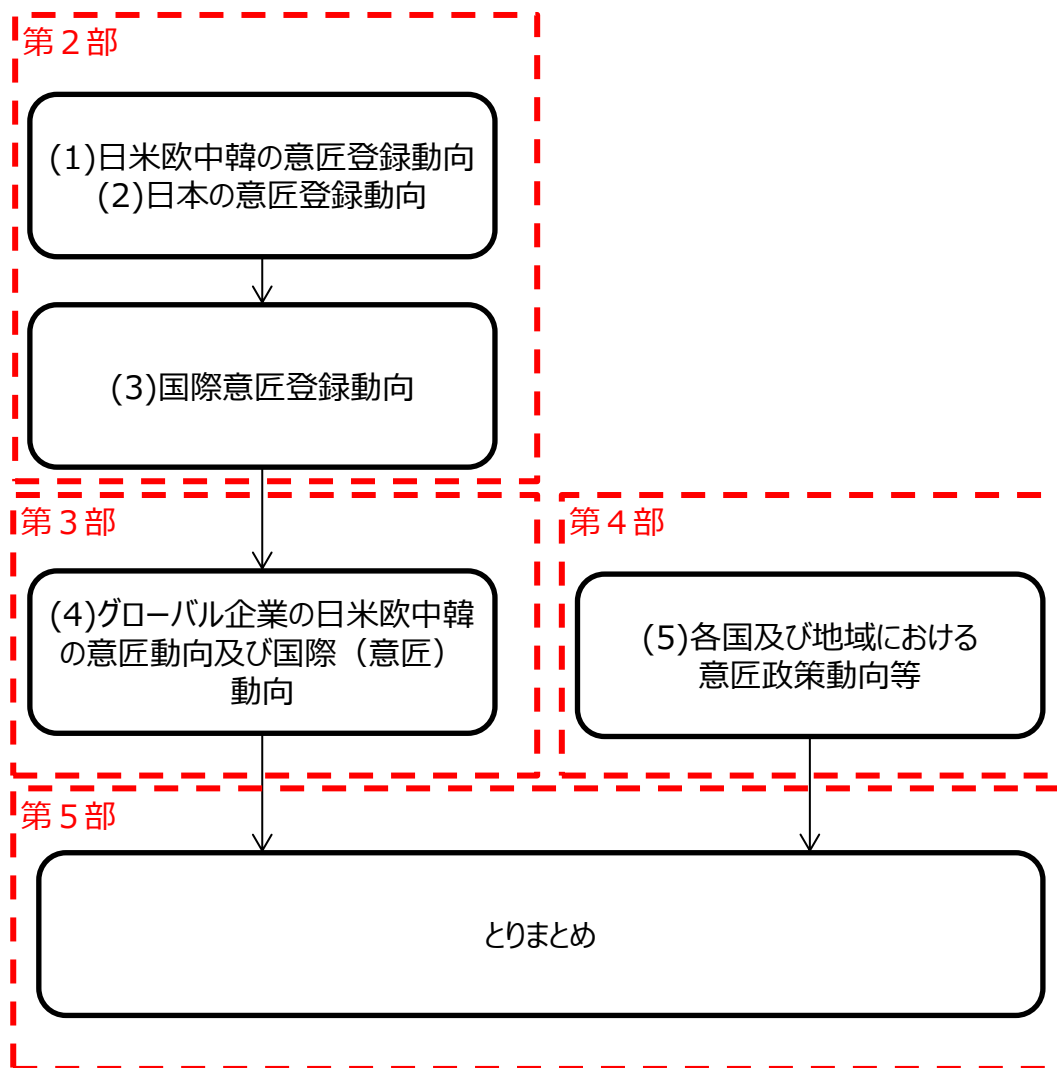
¹ 意匠登録を行う各国・地域の機関は、日本が日本国特許庁（JPO）、米国が米国特許商標庁（USPTO）、EUが欧州連合知的財産庁（EUIPO）、中国が中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国が韓国特許庁（KIPO）である。

² 意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく国際登録を行う機関は世界知的所有権機関（WIPO）である。

第3節 本調査の実施フロー

本調査の実施フローは以下のとおりである。章立てとの関係は赤字で示したとおりとなっている。

図表 0-1-1 調査の実施フロー



第4節 本調査の実施内容・体制

本調査の調査体制は以下のとおり。

図表 0-1-2 実施体制（敬称略）

本調査の実施体制					
特許庁	総務部	企画調査課	知財動向班長・意匠動向係長	馬場	亮人
			知財動向班 技術動向係	生野	一孝
	審査第一部	意匠課	企画調査班長（課長補佐）	藤原	宗久良
			企画調査係長（課長補佐）	原川	宙
（受託者）					
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社		主任研究員	萩原	理史（業務管理者）	
		主任研究員	上野	翼	
		副主任研究員	鈴木	淳	
		副主任研究員	山本	洋平	
		研究員	江畑	里奈	
		研究員	佐々木	歩	
		研究員	村井	遥	
		研究員アシスタント	柴田	泰子	

第2章 意匠登録動向調査

第1節 日米欧中韓の意匠登録動向

1. 調査対象

(1) 調査対象国・機関

日本（JPO：日本特許庁）、米国（USPTO：米国特許商標庁）、EU（EUIPO：欧州連合知的財産庁）、中国（CNIPA：中国国家知識産権局）、韓国（KIPO：韓国特許庁）の4か国1機関を対象とした。

(2) 調査項目

調査項目は、登録番号、公報発行日、出願人居住国・地域、権利者名、ロカルノ分類（クラスまで）の5項目である。各調査項目の定義は下表のとおりである。

図表 0-2-1 調査項目と定義

調査項目	定義
登録番号	公報記載の番号とした。
公報発行日	海外の知的財産庁については、意匠出願件数に関する詳細な情報が得られないこと、出願から公報発行までの期間が長い庁では出願日ベースの意匠出願件数・意匠登録件数の把握に時間を要することから、出願日ではなく公報発行日を基準とする集計を行った。
出願人居住国・地域	出願人居住国・地域を調査した。
権利者名	出願人名称を、下記に示すとおり調査した。また、登録上位出願人のうち個人については、個人名でなく「個人」と記した。
意匠分類	ロカルノ分類を特定した。

図表 0-2-2 集計条件（使用データベース・対象時期・対象分野・件数の定義）

集計条件	概要
使用データベース	日本：特許庁提供データを使用し、ロカルノ分類、出願人住所（出願人居住国・地域）は商用データベース（Orbit.com ³ ）と突合して情報を付与した。 米国、EU、中国、韓国：商用データベース（Orbit.com）を使用。
対象時期	2019年1月1日～2023年12月31日に意匠公報が発行された意匠登録とした。 ロカルノ分類は欠損しているものもあり、ロカルノ分類の各分類の総数と全体の総数は一致しない。 2019～2022年に意匠公報が発行された意匠登録については、「令和5年度意匠出願動向調査報告書―マクロ調査―」に基づいて集計した。
対象分野	ロカルノ分類（第14版）クラス01～32を対象とした。ただし、画像に関してのみ、サブクラスを含む14-04も調査対象とした。
件数の定義	日本の意匠登録データにおいては、秘密意匠の請求があった意匠のうち、秘密意匠解除公報が発行されていないものは調査対象に含まない。欧州及び韓国についても同様とする。

3 Questel 社 Orbit.com 意匠モジュールは世界 30 か国 2 機関の意匠公報に関する書誌情報が入手可能な商用データベース。

集計条件	概要
	米国・EU・中国及び韓国については多意匠一出願が認められている。 EU・韓国への登録は登録された個々の意匠単位（異なる枝番が付与されている）で集計した。 一方、米国及び中国への登録についてはそれぞれの登録に含まれる意匠の個数が不明であるため、登録単位で集計した。 日本、米国、EU、韓国は WIPO 経由の国際登録を含む状態で集計した。なお、EUIPO はハーグ出願について自国の意匠公報を発行しないため、WIPO が発行した EU を指定国とする国際意匠公報を EUIPO の意匠公報データに追加している。また、中国については、中国で登録されたハーグ出願について自国の意匠公報を発行しているが、中国がハーグ協定に加盟した 2022 年、2023 年に発行された自国の意匠公報は発見できなかった。

図表 0-2-3 集計条件（出願人・分類付与）

集計条件	概要
出願人	出願人居住国・地域 日本国居住者、米国居住者、EU 加盟国居住者（ドイツ居住者、フランス居住者、その他 EU 加盟国居住者上位 3 か国）、中国居住者、韓国居住者、その他国・地域居住者（スイス居住者、台湾居住者、英国居住者）、その他国・地域居住者上位 2 又は 3 か国）に分けて調査した。 「EU」は右記の欧州連合 27 か国とした。具体的には、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルクが含まれる。なお、欧州連合加盟国の海外領土（バミューダ島・ケイマン諸島・ジャージー島など）は「EU」に含まない。他方、本年度調査においては英国の欧州連合離脱の完了時期が 2020 年 12 月 31 日であることを鑑み、2020 年までのデータは EU に英国を含み、2021 年、2022 年のデータには含まずに集計している。「中国」には、香港・マカオを含み、台湾は含まない。「その他」は、日本、米国、EU、中国及び韓国を除く国・地域とした。
	名称 出願人名称については、原則として公報記載の記述に従った。日本国居住者による米国・EU・中国及び韓国への意匠登録については、原語の記述に相当する日本語、英語を可能な限り記載した。
付与分類	ロカルノ分類 日本、米国、EU、中国及び韓国への登録は、公報記載のロカルノ分類を対象とした。なお、日本への登録に関して、日本を指定国とした国際登録（意匠）に基づく登録の分類は、国際意匠公報記載のロカルノ分類を採用している。

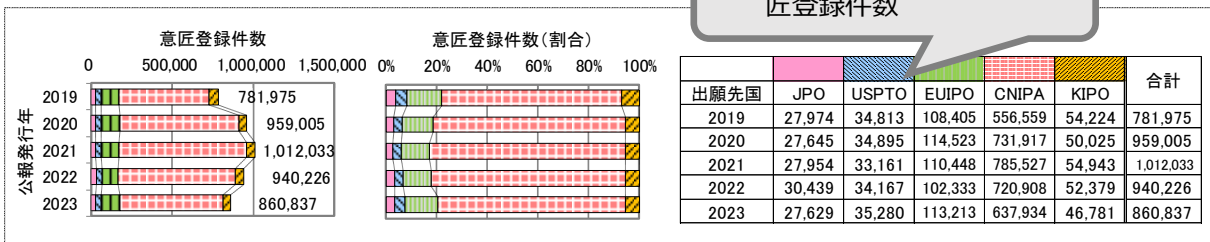
(3) グラフ上での用語の定義と見方

本調査で使用している用語の定義と見方は以下のとおりである。

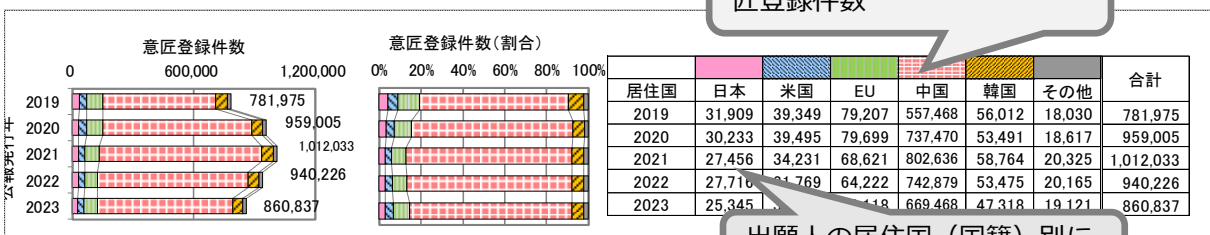
図表 0-2-4 グラフ上での用語の定義と見方

用語	表記	定義
①出願先国・地域	JPO、USPTO、EUIPO、CNIPA、KIPO	意匠登録した <u>各国・地域</u> の知財庁を表す。
②出願人居住国・地域	日本、米国、EU、中国、韓国、その他	意匠登録した <u>出願人の居住国・地域</u> を表す。

① 出願先国・地域



② 出願人居住国・地域



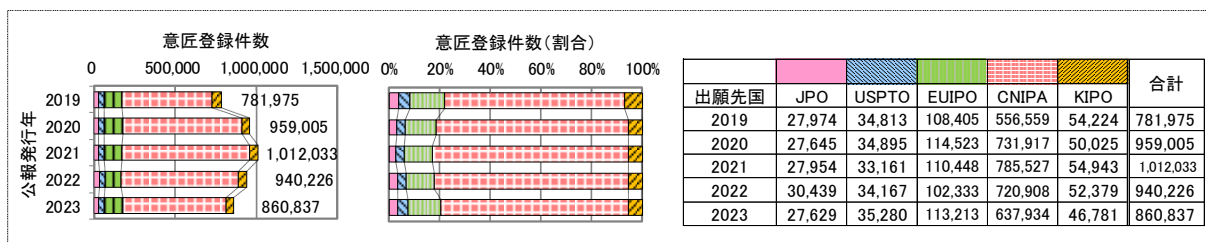
③ 意匠登録上位者ランキング

日本(JPO)への登録							米国(USPTO)への登録							EU(EUIPO)への登録						
順位					出願人名	件数	順位					出願人名	件数	順位					出願人名	件数
2019	2020	2021	2022	2023			2019	2020	2021	2022	2023			2019	2020	2021	2022	2023		
-	-	-	-	1	大林組	305	2	1	3	1	1	NIKE Inc	764	2	2	6	1	1	NIKE Inc	1247
12	4	2	11	2	Apple inc	286	1	2	2	4	2	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	391	6	14	9	10	2	Apple Inc	913
1	1	3	3	3	三菱電機	274	4	3	4	3	3	Apple Inc	378	-	-	2	2	3	PRADA SpA(イタリア)	898
2	2	1	2	4	パナソニックIPマネジメント	235	3	4	1	2	4	LG Electronics INC	276	8	5	12	4	4	PIERRE BALMAIN S.A.S(仏)	767
3	5	6	7	5	オナ	214	-	-	-	7	5	Harry Winston SA(スイス)	161	-	-	-	-	5	Dr Ing h c F Porsche Aktiengesellschaft(独)	609
16	14	14	1	-	-	-	-	-	-	-	6	Ford Global Technologies LLC	159	1	3	3	9	6	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	528
2023 年の意匠登録件数上位																				

2. [出願先国・地域別] 意匠登録件数

日米欧中韓の意匠登録件数は、940,226 件（2022 年）から 860,837 件（2023 年）に減少した。出願先国別に意匠登録件数を見ると、JPO への意匠登録件数は 27,629 件（2023 年）、USPTO への意匠登録件数は 35,280 件（2023 年）、EUIPO への意匠登録件数は 113,213 件（2023 年）、CNIPA への意匠登録件数は 637,934 件（2023 年）、KIPO への意匠登録件数は 46,781 件（2023 年）であった。2023 年と 2022 年の意匠登録件数を比較すると、USPTO、EUIPO において増加した。

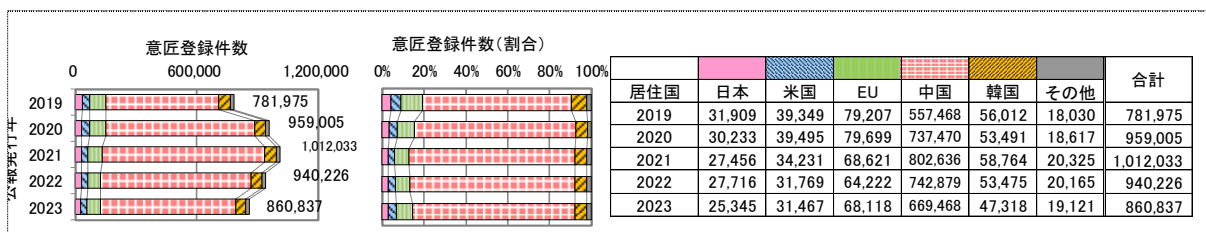
図表 0-2-5 [出願先国・地域別] 意匠登録件数（2019～2023 年）（日米欧中韓全体）



3. [出願人居住国・地域別] 意匠登録件数

出願人居住国・地域別に意匠登録件数を見ると、日本国居住者の意匠登録件数は 25,345 件（2023 年）、米国居住者の意匠登録件数は 31,467 件（2023 年）、EU 居住者の意匠登録件数は 68,118 件（2023 年）、中国居住者の意匠登録件数は 669,468 件（2023 年）、韓国居住者の意匠登録件数は 47,318 件（2023 年）であった。2022 年と 2023 年の意匠登録件数を比較すると、EU 居住者で増加し、日本居住者、米国居住者、中国居住者、韓国居住者で減少した。

図表 0-2-6 [出願人居住国・地域別] 意匠登録件数（2019～2023 年）（日米欧中韓全体）

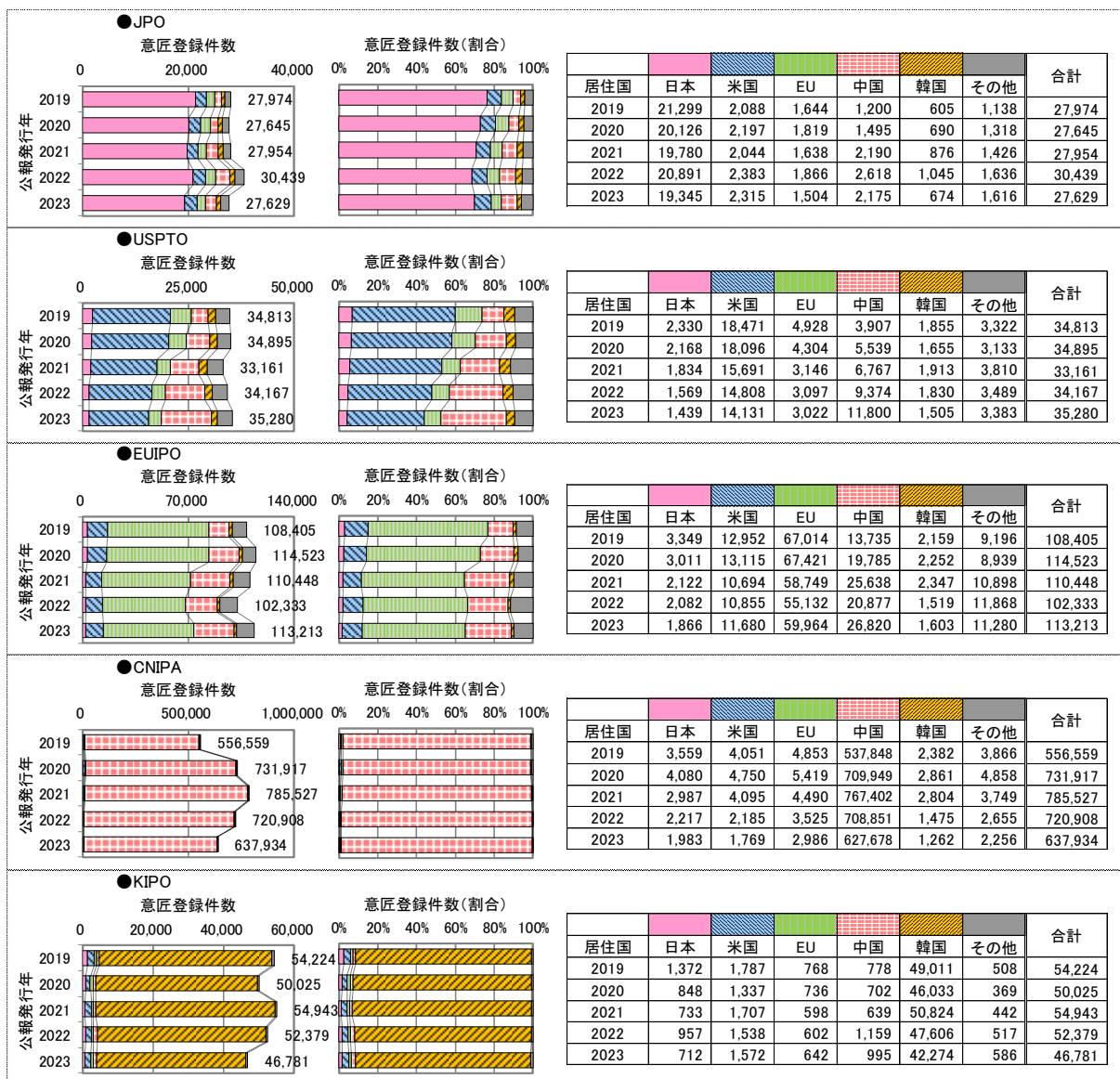


4. [出願先国・地域別 - 出願人居住国・地域別] 意匠登録件数

2023 年の JPO への意匠登録件数は、日本国居住者、米国居住者、中国居住者、EU 居住者、その他国居住者、韓国居住者の順に多く、2019 年から海外居住者、特に中国居住者の意匠登録の割合が上がっている。

出願先国別に見ると、CNIPA、KIPO で自国居住者からの意匠登録件数が多く、JPO、USPTO は中国居住者からの意匠登録の割合が上がっている。

図表 0-2-7 [出願先国・地域別 - 出願人居住国・地域別] 意匠登録件数 (2019～2023 年)



図表 0-2-8 〔出願先国・地域別 - 出願人居住国・地域別〕 意匠登録件数 EU・その他内訳
(2019～2023 年)

JPO

居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2019	547	240	イタリア	195 オランダ	135 スウェーデン 91
2020	533	285	イタリア	266 オランダ	179 スウェーデン 121
2021	484	341	イタリア	209 オランダ	156 スウェーデン 99
2022	597	329	オランダ	420 イタリア	237 スウェーデン 109
2023	470	350	イタリア	212 オランダ	144 スウェーデン 85

居住国・地域	スイス	台湾	その他上位①	その他上位②	その他上位③
2019	445	230	ニュージーランド	87 イスラエル	67 シンガポール 65
2020	543	198	カナダ	93 フエルトリコ	81 ニュージーランド 58
2021	569	213	イギリス	213 イスラエル	65 ニュージーランド 50
2022	710	217	イギリス	265 シンガポール	65 オーストラリア 63
2023	710	202	イギリス	256 シンガポール	87 カナダ 79

USPTO

居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2019	2,187	655	イタリア	889 スウェーデン	415 オランダ 415
2020	1,321	356	イタリア	509 スウェーデン	361 オランダ 252
2021	1,199	373	イタリア	458 スウェーデン	228 オランダ 175
2022	1,062	339	イタリア	355 スウェーデン	317 デンマーク 210
2023	1,052	356	イタリア	352 スウェーデン	318 デンマーク 179

居住国・地域	スイス	台湾	その他上位①	その他上位②	その他上位③
2019	962	888	カナダ	682 オーストラリア	376 トルコ 141
2020	519	857	カナダ	596 オーストラリア	403 イスラエル 118
2021	600	762	イギリス	685 オーストラリア	540 カナダ 495
2022	648	628	イギリス	601 カナダ	469 オーストラリア 383
2023	640	635	イギリス	594 カナダ	505 オーストラリア 294

EUIPO

居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2019	18,594	5,804	イタリア	11,689 ポーランド	4,274 オランダ 3,615
2020	19,376	5,880	イタリア	10,330 ポーランド	4,068 オランダ 3,700
2021	16,830	6,306	イタリア	10,718 ポーランド	5,499 スペイン 3,191
2022	14,975	6,271	イタリア	11,513 ポーランド	4,640 スペイン 3,294
2023	15,949	5,970	イタリア	13,658 ポーランド	4,275 スペイン 4,265

居住国・地域	スイス	台湾	その他上位①	その他上位②	その他上位③
2019	4,744	531	カナダ	672 トルコ	448 オーストラリア 414
2020	4,317	620	トルコ	632 オーストラリア	597 カナダ 489
2021	3,265	440	イギリス	3,818 トルコ	568 カナダ 471
2022	3,897	591	イギリス	3,557 トルコ	580 カナダ 502
2023	3,304	552	イギリス	3,805 トルコ	702 オーストラリア 587

CNIPA

居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2019	1553	849	イタリア	665 スウェーデン	288 オランダ 285
2020	1886	977	イタリア	799 オランダ	411 スウェーデン 352
2021	1572	743	イタリア	613 スウェーデン	302 オランダ 298
2022	1239	690	イタリア	511 オランダ	237 スウェーデン 209
2023	1067	530	イタリア	441 オランダ	256 スウェーデン 205

居住国・地域	スイス	台湾	その他上位①	その他上位②	その他上位③
2019	731	1366	ケイマン諸島	457 オーストラリア	298 シンガポール 163
2020	885	1544	ケイマン諸島	392 オーストラリア	302 カナダ 146
2021	782	1032	イギリス	547 オーストラリア	256 シンガポール 202
2022	683	723	イギリス	294 オーストラリア	229 シンガポール 163
2023	387	688	イギリス	307 オーストラリア	187 シンガポール 182

KIPO

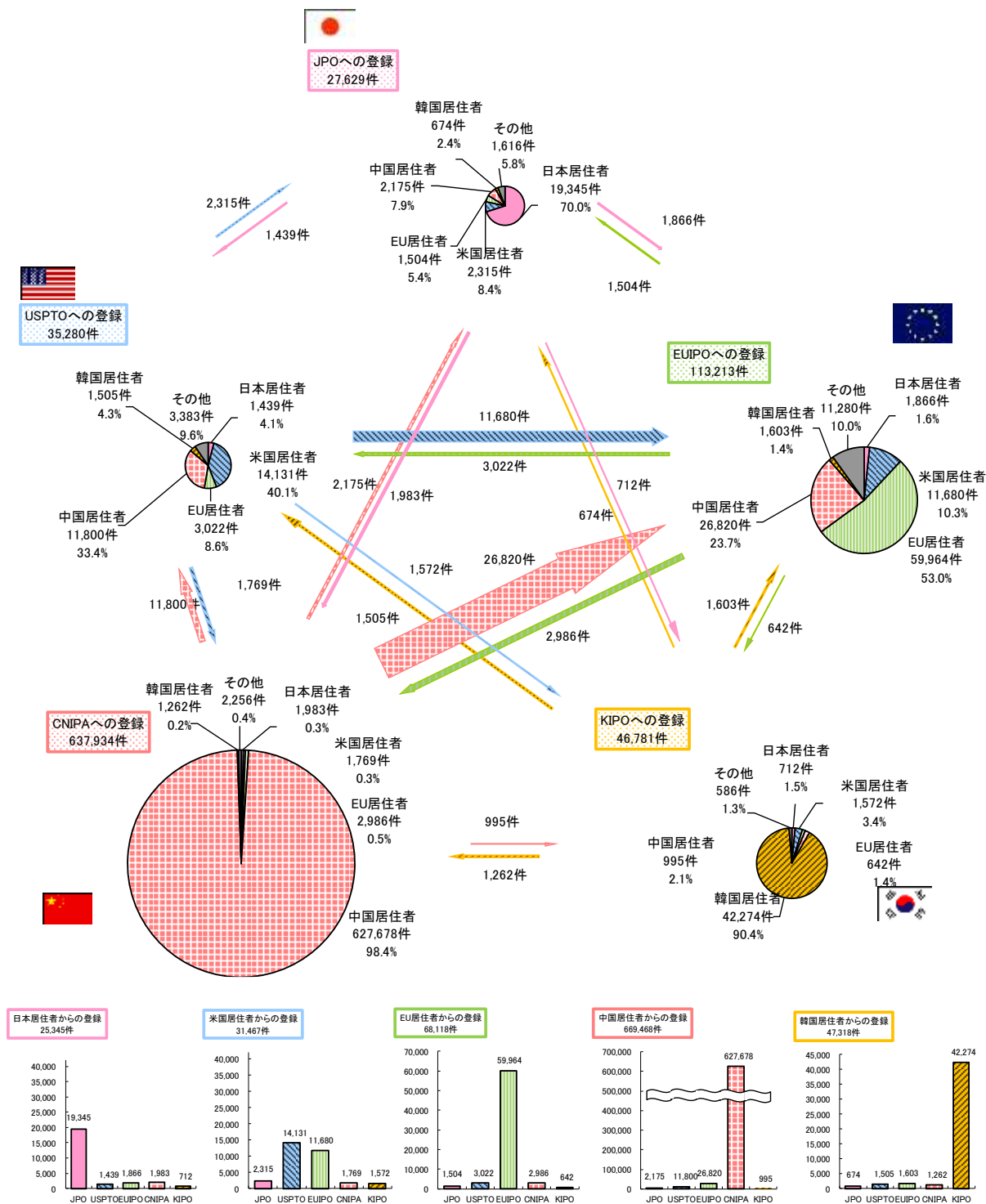
居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2019	248	107	スウェーデン	89 オランダ	66 イタリア 64
2020	106	87	オランダ	246 スウェーデン	77 イタリア 66
2021	121	156	オランダ	118 イタリア	61 スウェーデン 52
2022	71	136	オランダ	203 スウェーデン	58 イタリア 38
2023	93	89	オランダ	163 スウェーデン	129 デンマーク 73

居住国・地域	スイス	台湾	その他上位①	その他上位②	その他上位③
2019	139	50	シンガポール	101 カナダ	91 オーストラリア 39
2020	154	51	ケイマン諸島	26 カナダ	26 オーストラリア 23
2021	173	50	イギリス	85 シンガポール	35 オーストラリア 17
2022	141	68	イギリス	115 カナダ	58 オーストラリア 36
2023	209	57	イギリス	129 シンガポール	44 カナダ 39

5. 日米欧中韓の意匠登録件数

2023 年の日米欧中韓間の意匠登録状況は、中国居住者による EUIPO への意匠登録件数が 26,820 件で最も多くなっている。また、EU 居住者による KIPO への意匠登録件数が 642 件と最も少なくなっている。

図表 0-2-9 日米欧中韓間の意匠登録件数（2023 年）



6. 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（・地域）意匠登録件数

2023 年の JPO への意匠登録件数は大林組が最も多く、次いで、Apple Inc、三菱電機、パナソニック IP マネジメント、オカムラとなっている。

USPTO への意匠登録件数は Nike Inc が最も多く、次いで、Samsung Electronics Co Ltd 、Apple Inc、LG Electronics Inc 、Harry Winston SA となっている。

EUIPO への意匠登録件数は、Nike Inc が最も多く、次いで、Apple Inc、PRADA SpA、PIERRE BALMAIN S.A.S 、Dr Ing h c F Porsche Aktiengesellschaft となっている。

CNIPA への意匠登録件数は、ZHOU TAI FOOK JEWELLERY(SHENZHEN) CO LTD が最も多く、次いで、MAN WAH FURNITURE MANUFACTURING (HUI ZHOU) Co Ltd、QUANYOU FURNITURE Co Ltd、ZHEJIANG GEELY HOLDING GROUP Co Ltd、FOSHAN MUMU LIFE FURNITURE CO LTD となっている。

KIPO への意匠登録件数は、LG Electronics Inc が最も多く、次いで、CJ CheilJedang Co Ltd 、Samsung Electronics Co Ltd、Hyundai Motor Co Ltd、Apple Inc となっている。

図表 0-2-10 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（・地域）意匠登録件数（2023 年）
（日本・米国・欧州）

日本(JPO)への登録						米国(USPTO)への登録						EU(EUIPO)への登録								
順位					出願人名	件数 2023	順位					出願人名	件数 2023	順位					出願人名	件数 2023
2019	2020	2021	2022	2023			2019	2020	2021	2022	2023			2019	2020	2021	2022	2023		
-	-	-	-	1	大林組	305	2	1	3	1	1	NIKE Inc	764	2	2	6	1	1	NIKE Inc	1247
12	4	2	11	2	Apple Inc	286	1	2	2	4	2	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	391	6	14	9	10	2	Apple Inc	913
1	1	3	3	3	三菱電機	274	4	3	4	3	3	Apple Inc	378	-	-	2	2	3	PRADA SpA(イタリア)	898
2	2	1	2	4	パナソニックIPマネジメン ト	235	3	4	1	2	4	LG Electronics INC	276	8	5	12	4	4	PIERRE BALMAIN S.A.S(仏)	767
3	5	6	7	5	オカムラ	214	-	-	-	7	5	Harry Winston SA(スイ ス)	161	-	-	-	-	5	Dr Ing h c F Porsche Aktiengesellschaft(独)	609
16	14	14	15	6	セイコーエプソン	195	10	6	5	10	6	Ford Global Technologies LLC	159	1	3	3	9	6	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	528
14	-	4	4	7	コクヨ	192	18	-	-	11	7	Hyundai Motor Co Ltd	137	-	-	-	20	7	CAESAR CERAMICHE S P A(イタリア)	511
-	17	10	6	8	レック	191	5	16	9	8	8	GM Global Technology Operations LLC	119	7	-	13	7	8	Robert Bosch GmbH(独)	462
-	-	-	-	9	イレブンインターナシヨナ ル	174	9	5	6	6	9	Google LLC	111	4	1	14	3	9	Rieker Schuh AG(スイ ス)	459
-	-	-	-	10	東芝テック	165	5	7	7	12	9	Jaguar Land Rover Limited(英)	111	12	7	1	8	10	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	449
8	13	16	18	11	エフピコ	145	20	13	19	16	11	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	80	-	-	11	-	11	Huawei Technologies Co Ltd	430
-	-	19	8	12	イトーキ	144	7	14	8	5	11	DELTA FAUCET COMPANY	80	11	4	5	5	12	KONINKLIJKE PHILIPS N V(オランダ)	401
-	8	5	1	13	LG Electronics INC	139	-	-	-	-	13	COPLUS INC(台湾)	77	9	6	4	6	13	EGLO LEUCHTEN GMBH (オーストリア)	399
15	-	-	16	14	ソニーグループ	130	-	-	-	-	14	Converse Inc	72	-	-	-	-	14	CERAMICHE ATLAS CONCORDE SPA(イタリ ア)	397
-	19	11	-	15	リスパック	127	-	-	-	-	15	日本航空電子工業	71	-	-	-	-	15	vidaXL IP B V(オランダ)	374
-	14	-	-	16	タカラトミー	123	-	-	-	-	15	The Goodyear Tire & Rubber Company	71	-	-	-	-	16	BROS MANIFATTURE S R (イタリア)	331
7	6	8	-	17	LIXIL	122	-	-	10	9	15	BEIJING XIAOMI MOBILE SOFTWARE CO., LTD.	71	-	-	16	19	17	Gabor Shoes Aktiengesellschaft(独)	292
-	-	20	9	18	アイリスオーヤマ	118	13	9	20	13	18	Amazon Technologies Inc	69	13	12	7	13	17	LG Electronics INC	292
-	-	12	14	19	未来工業	116	-	-	-	-	19	住友ゴム工業	60	-	10	20	-	19	BEIJING XIAOMI MOBILE SOFTWARE CO., LTD.	291
-	-	-	-	19	三菱ロジスネクスト	116	8	-	14	-	20	Bayerische Motoren Werke Aktiengesellschaft(独)	59	-	-	-	-	20	DECOBUS HANDEL GMBH(独)	268

図表 0-2-11 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（・地域）意匠登録件数（2023 年）
（中国・韓国）

中国 (CNIPA) への登録						韓国 (KIPO) への登録					
順位					出願人名	件数 2023	順位				
2019	2020	2021	2022	2023			2019	2020	2021	2022	2023
-	-	3	1	1	ZHOU TAI FOOK JEWELLERY(SHENZHEN) CO LTD	1127	1	1	2	1	1
-	-	-	12	2	MAN WAH FURNITURE MANUFACTURING (HUI ZHOU) Co Ltd	652	3	3	1	3	2
-	-	1	2	3	QUANYOU FURNITURE Co Ltd	642	2	2	3	2	3
-	-	6	6	4	ZHEJIANG GEELY HOLDING GROUP Co Ltd	635	5	5	5	4	4
-	-	-	7	5	FOSHAN MUMU LIFE FURNITURE CO LTD	578	4	8	7	11	5
15	-	18	13	6	GUANGDONG MEDIA REFRIGERATION EQUIPMENT CO LTD	512	-	-	15	5	6
-	-	-	-	7	BOSIDENG DOWN WEAR Co Ltd	395	-	-	-	16	7
-	-	-	-	8	XTEP (CHINA) Co Ltd	357	-	-	-	-	8
-	-	-	-	9	Tailing Technology Co Ltd	357	-	-	-	-	9
-	-	-	-	10	Xiamen Fenggu Clothing Co Ltd	347	-	-	-	7	10
-	-	19	-	10	ALPHA GROUP CO LTD	347	-	-	-	-	10
-	-	-	-	12	GUANGDONG XINBAO ELECTRICAL APPLIANCES HOLDINGS CO LTD	338	-	-	-	-	12
-	-	-	-	13	Markor International Home Furnishings Co Ltd	336	-	-	-	-	13
17	11	20	20	14	KUKA HOME Co Ltd	334	9	-	-	11	14
-	-	-	-	15	ANTA (CHINA) CO LTD	318	-	-	-	18	15
-	-	-	-	16	BYD Co Ltd	311	-	-	-	8	16
-	-	-	10	17	Guangzhou Luodan Industrial Co Ltd	310	-	-	-	18	17
-	-	-	-	18	Pidu Leather Industry Research Institute Huadu District Guangzhou	308	-	12	9	14	17
-	-	16	-	19	JOMOO KITCHEN & BATH Co Ltd	300	-	-	-	-	19
-	-	-	-	20	BANK OF CHINA Co Ltd	288	-	-	-	-	20
-	-	-	-	-	LQ Electronics INC	894	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	CJ CheilJedang Co Ltd	569	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	Samsung Electronics Co Ltd	531	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	Hyundai Motor Co Ltd	313	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	Apple Inc	292	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	Lx Hausys	181	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	Oostem Implant Co Ltd	128	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	Icordy Co Ltd	113	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	Sammy Jewelry	112	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	Youngwon Outdoor Co Ltd	104	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	Beijing Jitiao Network Technology Company Limited	104	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	KOLMAR CO LTD	98	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	Hwon Kim	92	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	Kolon Industries Co Ltd	91	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	Alternative Textile Co Ltd	86	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	NIKE Inc	75	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	Popcorn & Kiki	74	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	LQ Household & Health Care Co Ltd	74	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	IPetit Co Ltd	71	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	Financial Furniture Industry Co Ltd	70	-	-	-	-	-

7. [ロカルノ分類クラス別・出願先国・地域別] 意匠登録件数 (2022 年)

2023 年のロカルノ分類別の意匠登録件数はクラス 06 (室内用品) が 87,164 件で最も多く、クラス 14 (記録、通信又は情報検索の機器) (70,063 件)、クラス 02 (衣料品及び裁縫用小物) (65,935 件)、クラス 09 (物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器) (59,014 件)、クラス 07 (家庭用品、他で明記されていないもの) (54,092 件) と続いている。一方で、クラス 17 (楽器) の意匠登録件数が最も少ない。また、クラス 32 (グラフィックシンボル) を除き、全てのロカルノ分類クラスで CNIPA の意匠登録件数が多くなっている。

出願先国別にロカルノ分類クラス別の意匠登録件数を見ると、2023 年の JPO の意匠登録件数は、クラス 14 (記録、通信又は情報検索の機器) が 3,540 件で最も多く、クラス 09 (物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器)、クラス 06 (室内用品) と続いている。

USPTO の意匠登録件数は、クラス 14 (記録、通信又は情報検索の機器) が 4,368 件で最も多く、クラス 12 (輸送又は昇降の手段)、クラス 02 (衣料品及び裁縫用小物) と続いている。

EUIPO の意匠登録件数は、クラス 06 (室内用品) が 11,942 件で最も多く、クラス 14 (記録、通信又は情報検索の機器)、クラス 02 (衣料品及び裁縫用小物) と続いている。

CNIPA の意匠登録件数は、クラス 06 (室内用品) が 68,358 件で最も多く、クラス 02 (衣料品及び裁縫用小物)、クラス 14 (記録、通信又は情報検索の機器) と続いている。

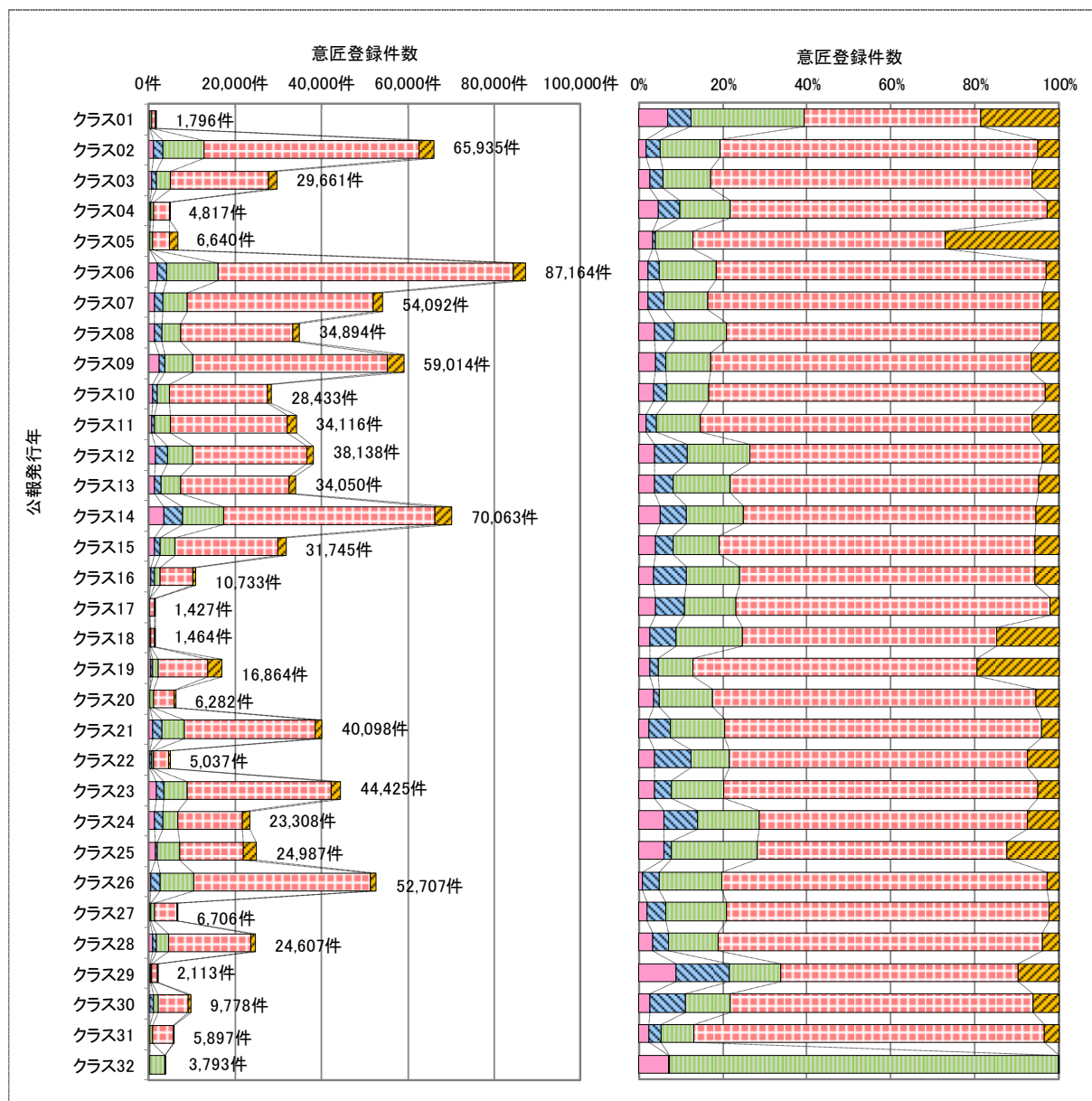
KIPO の意匠登録件数は、クラス 14 (記録、通信又は情報検索の機器) が 3,869 件で最も多く、クラス 09 (物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器)、クラス 02 (衣料品及び裁縫用小物) と続いている。

2023 年の意匠登録件数上位下位それぞれ 5 位分のロカルノ分類の 5 年間の推移を見ると、上位 5 位のロカルノ分類はいずれも 2019 年から 2021 年にかけて増加基調にあったが、クラス 06 (室内用品)、クラス 09 (物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器) クラス 07 (家庭用品、他で明記されていないもの) は 2022 年で減少し、クラス 02 (衣料品及び裁縫用小物) が継続して増加している。下位 5 位のロカルノ分類は、クラス 29 (火災防止用、事故防止用及び救援用の機器及び器具) で 2020 年に大きく登録件数が増加したが 2022 年で減少している。クラス 29 の意匠登録を見ると、フェイスマスク・フェイスシールド及びその部品・付属品の登録が多くを占めている。2020 年及び 2021 年には、新型コロナウイルス感染症拡大により開発が活発化したマスク分野の登録件数が増加したが、2022 年には落ち着いたためであると考えられる。

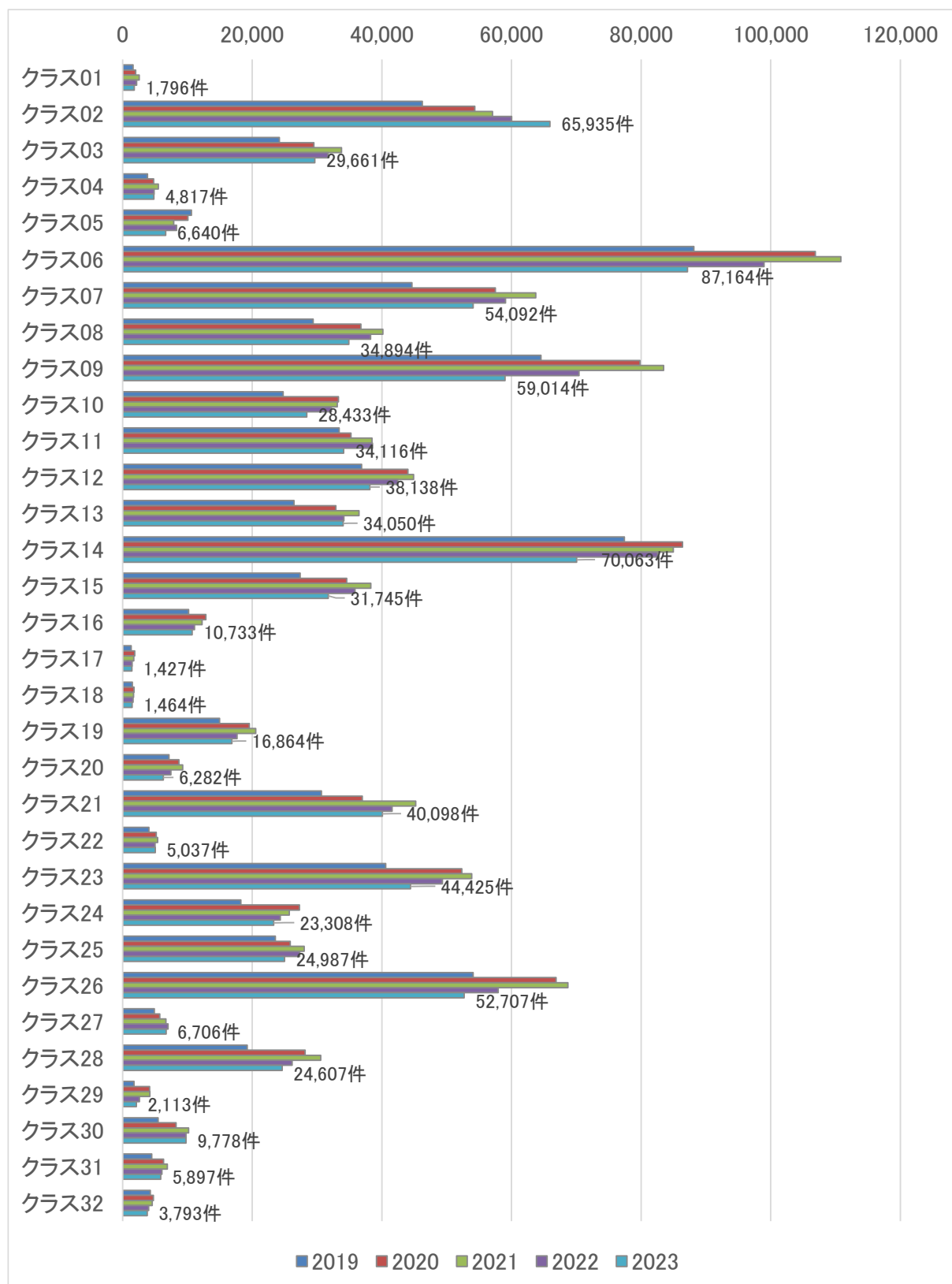
図表 0-2-12 「ロカルノ分類クラス別－出願先国・地域別」意匠登録件数（2023 年）

		日本 (JPO)	米国 (USPTO)	欧州 (EUIPO)	中国 (CNIPA)	韓国 (KIPO)
クラス01	食料品	124件 0.4%	100件 0.3%	483件 0.4%	756件 0.1%	333件 0.7%
クラス02	衣料品及び裁縫用小物	1,091件 3.9%	2,225件 6.3%	9,433件 8.3%	49,833件 7.8%	3,353件 7.2%
クラス03	旅行用具、ケース、日傘及び身の回り品、他に該当しないもの	767件 2.8%	920件 2.6%	3,410件 3.0%	22,675件 3.6%	1,889件 4.0%
クラス04	ブラシ製品	225件 0.8%	243件 0.7%	583件 0.5%	3,627件 0.6%	139件 0.3%
クラス05	紡績用繊維、人工及び天然のシート材料	221件 0.8%	39件 0.1%	599件 0.5%	3,984件 0.6%	1,797件 3.8%
クラス06	室内用品	1,969件 7.1%	2,201件 6.2%	11,942件 10.5%	68,358件 10.7%	2,694件 5.8%
クラス07	家庭用品、他で明記されていないもの	1,242件 4.5%	1,949件 5.5%	5,746件 5.1%	43,029件 6.7%	2,126件 4.5%
クラス08	工具及び金物類	1,343件 4.9%	1,636件 4.6%	4,299件 3.8%	26,136件 4.1%	1,480件 3.2%
クラス09	物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器	2,335件 8.5%	1,454件 4.1%	6,354件 5.6%	45,013件 7.1%	3,858件 8.2%
クラス10	時計及びその他の測定機器、検査機器及び信号用機器	982件 3.6%	911件 2.6%	2,830件 2.5%	22,782件 3.6%	928件 2.0%
クラス11	装飾用品	626件 2.3%	792件 2.2%	3,567件 3.2%	26,980件 4.2%	2,151件 4.6%
クラス12	輸送又は昇降の手段	1,454件 5.3%	2,943件 8.4%	5,730件 5.1%	26,505件 4.2%	1,506件 3.2%
クラス13	電気の生産、供給又は変流のための機器	1,253件 4.5%	1,510件 4.3%	4,665件 4.1%	24,950件 3.9%	1,672件 3.6%
クラス14	記録、通信又は情報検索の機器	3,540件 12.8%	4,368件 12.4%	9,483件 8.4%	48,803件 7.7%	3,869件 8.3%
クラス15	機械、他で明記されていないもの	1,267件 4.6%	1,353件 3.8%	3,436件 3.0%	23,884件 3.7%	1,805件 3.9%
クラス16	写真用、映画用及び光学用の機器	383件 1.4%	843件 2.4%	1,350件 1.2%	7,539件 1.2%	618件 1.3%
クラス17	楽器	56件 0.2%	100件 0.3%	174件 0.2%	1,066件 0.2%	31件 0.1%
クラス18	印刷機及び事務用機器	38件 0.1%	92件 0.3%	230件 0.2%	887件 0.1%	217件 0.5%
クラス19	文房具及び事務用機器、美術材料及び教材	459件 1.7%	338件 1.0%	1,372件 1.2%	11,401件 1.8%	3,294件 7.0%
クラス20	販売及び広告機器、サイン	223件 0.8%	77件 0.2%	808件 0.7%	4,826件 0.8%	348件 0.7%
クラス21	遊戯用具、がん具、テント及び運動用品	950件 3.4%	2,048件 5.8%	5,227件 4.6%	30,243件 4.7%	1,630件 3.5%
クラス22	武器、火工品、狩猟、釣り及び害獣駆除のための物品	184件 0.7%	439件 1.2%	458件 0.4%	3,578件 0.6%	378件 0.8%
クラス23	液体供給機器、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料	1,695件 6.1%	1,796件 5.1%	5,478件 4.8%	33,255件 5.2%	2,201件 4.7%
クラス24	医療用及び実験用器具	1,401件 5.1%	1,884件 5.3%	3,394件 3.0%	14,877件 2.3%	1,752件 3.7%
クラス25	建築用ユニット及び建築部材	1,481件 5.4%	471件 1.3%	5,124件 4.5%	14,795件 2.3%	3,116件 6.7%
クラス26	照明用機器	515件 1.9%	1,998件 5.7%	7,869件 7.0%	40,870件 6.4%	1,455件 3.1%
クラス27	たばこ及び喫煙用の供給品	133件 0.5%	302件 0.9%	959件 0.8%	5,154件 0.8%	158件 0.3%
クラス28	医療用品及び化粧品、化粧品及び化粧器具	806件 2.9%	935件 2.7%	2,921件 2.6%	18,974件 3.0%	971件 2.1%
クラス29	火災防止用、事故防止用及び救援用の機器及び器具	188件 0.7%	267件 0.8%	257件 0.2%	1,195件 0.2%	206件 0.4%
クラス30	動物の手入れ及び世話用の物品	263件 1.0%	823件 2.3%	1,049件 0.9%	7,038件 1.1%	605件 1.3%
クラス31	飲食物を調理するための機械及び器具、他で明記されていないもの	144件 0.5%	167件 0.5%	466件 0.4%	4,919件 0.8%	201件 0.4%
クラス32	グラフィックシンボル及びロゴ、表面のパターン、装飾	271件 1.0%	4件 0.0%	3,516件 3.1%	2件 0.0%	0件 0.0%

図表 0-2-13 「ロカルノ分類クラス別―出願先国・地域別」意匠登録件数（2023 年）



図表 0-2-14 [ロカルノ分類クラス別] 意匠登録件数 (2019～2023 年)



第2節 日本の意匠登録動向

1. 調査対象

(1) 調査対象国・機関

日本（JPO：日本国特許庁）のみを対象とした。

(2) 調査項目

調査項目は、登録番号、公報発行日、出願人居住国・地域、権利者名、日本意匠分類、部分意匠制度及び画像意匠制度の利用の6項目である。各調査項目の定義は下表のとおりである。

図表 0-2-15 調査項目と定義

調査項目	定義
登録番号	公報記載の番号とした。
公報発行日	海外の知的財産庁については、意匠出願件数に関する詳細な情報が得られないこと、出願から公報発行までの期間が長い庁では出願日ベースの意匠出願件数・意匠登録件数の把握に時間を要することから、出願日ではなく公報発行日を基準とする集計を行った。
出願人居住国・地域	出願人居住国・地域を調査した。
権利者名	出願人名称を、下記に示すとおり調査した。また、登録上位出願人のうち個人については、個人名でなく「個人」と記した。
意匠分類	日本意匠分類を特定した。

図表 0-2-16 集計条件（使用データベース・対象時期・対象分野・件数の定義）

集計条件	概要
使用データベース	特許庁の貸与物（意匠公報の書誌事項データ）
対象時期	2019年1月1日～2023年12月31日に意匠公報が発行された意匠登録とした。 2019～2022年に意匠公報が発行された意匠登録については、「令和5年度意匠出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」に基づいて集計した。
対象分野	日本意匠分類A～Nグループを対象とした。
件数の定義	秘密意匠の請求があった意匠のうち、秘密意匠解除公報が発行されていないものは調査対象に含まない。

図表 0-2-17 集計条件（出願人・分類付与）

集計条件		概要
出 願 人	出願人居住国・地域	日本国居住者、米国居住者、EU 加盟国居住者、中国居住者、韓国居住者、その他国・地域居住者に分けて調査した。 「EU」は右記の欧州連合 27 か国とした。具体的には、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルクが含まれる。なお、欧州連合加盟国の海外領土（バミューダ島・ケイマン諸島・ジャージー島など）は「EU」に含めない。他方、本年度調査においては英国の欧州連合離脱の時期が 2020 年 12 月 31 日であることを鑑み、2020 年までのデータは EU に英国を含み、2021 年以降のデータには含まずに集計している。「中国」には、香港・マカオを含む。台湾は含めない。「その他」は、日本、米国、EU、中国及び韓国を除く国・地域とした。意匠登録件数の多い国・地域については国・地域名を適宜記述した。
	名称	出願人名称については、原則として公報記載の記述に従った。
付 分 与 類	日本意匠分類	公報記載の日本意匠分類を対象とした。

2. [日本意匠分類グループ別] 意匠登録件数の概括

JPO のみを対象として、日本意匠分類別ランキングを示す。

ランキングの傾向は概ね同様であり、2023 年は、2022 年と同様に H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が 3,687 件と日本意匠分類の中で最も多くなっている。次いで、C グループ（生活用品）、F グループ（事務用品及び販売用品）の順に多くなっている。

図表 0-2-18 日本意匠分類別のランキング（上位 5 位以内はハッチ）

	JPO									
	2019		2020		2021		2022		2023	
	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位
Aグループ(製造食品及び嗜好品)	66	12	77	12	86	13	90	13	118	13
Bグループ(衣服及び身の回り品)	2,518	6	2,906	5	2,829	4	2,929	5	2,635	4
Cグループ(生活用品)	3,111	3	3,241	2	4,078	1	3,994	2	3,417	2
Dグループ(住宅設備用品)	2,716	5	2,528	6	2,698	6	3,306	3	2,495	6
Eグループ(趣味娯楽用品及び運動競技用品)	1,017	10	1,144	10	1,233	10	1,258	11	1,228	11
Fグループ(事務用品及び販売用品)	3,102	4	3,168	3	2,773	5	2,840	6	2,752	3
Gグループ(運輸又は運搬機械)	2,094	8	2,148	7	1,598	9	2,105	9	1,786	9
Hグループ(電気電子機械器具及び通信機械器具)	4,963	1	4,610	1	3,954	2	3,998	1	3,687	1
Jグループ(一般機械器具)	3,328	2	3,007	4	2,999	3	2,947	4	2,512	5
Kグループ(産業機械器具)	2,299	7	1,950	8	2,081	7	2,284	7	2,038	8
Lグループ(土木建築用品)	1,756	9	1,782	9	1,923	8	2,116	8	2,226	7
Mグループ(AからLに属さないその他の基礎製品)	1,004	11	1,043	11	843	12	1,098	12	991	12
Nグループ(他グループに属さない物品)	0	13	41	13	859	11	1,474	10	1,744	10
全体	27,974	-	27,645	-	27,954	-	30,439	-	27,629	-

図表 0-2-19 日本意匠分類別の割合（対象年の対象日本意匠分類の登録件数/対象年の意匠登録件数の総数）（上位 5 位以内はハッチ）

	JPO									
	2019		2020		2021		2022		2023	
	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位
Aグループ(製造食品及び嗜好品)	0.2%	12	0.3%	12	0.3%	13	0.3%	13	0.4%	13
Bグループ(衣服及び身の回り品)	9.0%	6	10.5%	5	10.1%	4	9.6%	5	9.5%	4
Cグループ(生活用品)	11.1%	3	11.7%	2	14.6%	1	13.1%	2	12.4%	2
Dグループ(住宅設備用品)	9.7%	5	9.1%	6	9.7%	6	10.9%	3	9.0%	6
Eグループ(趣味娯楽用品及び運動競技用品)	3.6%	10	4.1%	10	4.4%	10	4.1%	11	4.4%	11
Fグループ(事務用品及び販売用品)	11.1%	4	11.5%	3	9.9%	5	9.3%	6	10.0%	3
Gグループ(運輸又は運搬機械)	7.5%	8	7.8%	7	5.7%	9	6.9%	9	6.5%	9
Hグループ(電気電子機械器具及び通信機械器具)	17.7%	1	16.7%	1	14.1%	2	13.1%	1	13.3%	1
Jグループ(一般機械器具)	11.9%	2	10.9%	4	10.7%	3	9.7%	4	9.1%	5
Kグループ(産業機械器具)	8.2%	7	7.1%	8	7.4%	7	7.5%	7	7.4%	8
Lグループ(土木建築用品)	6.3%	9	6.4%	9	6.9%	8	7.0%	8	8.1%	7
Mグループ(AからLに属さないその他の基礎製品)	3.6%	11	3.8%	11	3.0%	12	3.6%	12	3.6%	12
Nグループ(他グループに属さない物品)	0.0%	13	0.1%	13	3.1%	11	4.8%	10	6.3%	10
全体	100.0%	-	100.0%	-	100.0%	-	100.0%	-	100.0%	-

第3節 国際登録（意匠）動向

1. 調査対象

(1) 調査対象国・機関

世界知的所有権機関（WIPO）における国際登録を対象とした。

(2) 調査項目

調査項目は登録番号、公報発行日、出願人居住国・地域、権利者名、日本意匠分類（日本を指定国とするもののみ）、ロカルノ分類（クラスまで）の6項目である。各調査項目の定義は下表のとおりである。

図表 0-2-20 調査項目と定義

調査項目	定義
登録番号	公報記載の番号とした。
公報発行日	意匠出願件数に関する詳細な情報が得られないことから、出願日ではなく公報発行日を基準とした集計を行った。
出願人居住国・地域	出願人居住国・地域を調査した。
権利者名	出願人名称を、下記に示すとおり調査した。また、登録上位出願人のうち個人については、個人名でなく「個人」と記した。
意匠分類	ロカルノ分類を特定した。また、日本を指定国とするもののみ日本意匠分類を特定した。

ハーグ協定の非加盟国に居住する出願人は、以下の条件のうちいずれかを満たしている場合に WIPO での出願が可能である⁴。

ハーグ協定の加盟国/地域の領域内において国籍（Nationality）を有する

ハーグ協定の加盟国/地域の住所（Domicile）を有する

現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所（Real and Effective Industrial or Commercial Establishment）を有する

常居所（Habitual Residence）を有する（ハーグ協定ジュネーブ改正協定）

なお、集計においては出願人の住所または居所に示された国コード・地域コードに基づくことで、非加盟国の出願人においても本来の居住国・地域で集計を行っている。

⁴ WIPO, Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs, Article3 より作成。

図表 0-2-21 集計条件（使用データベース・対象時期・対象分野・件数の定義・抽出の方法）

集計条件	概要
使用データベース	Questel 社 Orbit.com 意匠モジュール ⁵ なお、2019 年～2022 年は「令和 5 年度意匠出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」の値を用いた。
対象時期	2019 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日に国際意匠公報が発行された国際意匠登録とした。
対象分野	日本意匠分類 A～N グループ、ロカルノ分類（第 13 版）クラス 01～32 を対象とした。ただし、画像に関してのみ、サブクラスを含む 14-04 も調査対象とした。
件数の定義	個々の意匠単位で集計した。
抽出の方法	Orbit.com 意匠モジュールから公報発行日（Publication Date）をキーに 2023 年発行の意匠登録の登録番号（枝番を含む）のリストをダウンロードし、所定の項目を抽出した。

図表 0-2-22 集計条件（出願人・分類付与）

集計条件		概要
出 願 人	定義	筆頭出願人の名称とした。
	出願人居住国・地域	筆頭出願人の住所又は居所に示された国・地域コードに基づく。 日本国居住者、米国居住者、EU 加盟国居住者（ドイツ居住者、フランス居住者、その他 EU 加盟国居住者上位 3 か国）、中国居住者、韓国居住者、その他国・地域居住者（スイス居住者、英国居住者（2022 年、2023 年のみ）、その他国・地域居住者上位 3 又は 4 か国）に分けて調査した。 「EU」は右記の欧州連合 27 か国とした。具体的には、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルクが含まれる。なお、欧州連合加盟国の海外領土（バミューダ島・ケイマン諸島・ジャージー島など）は「EU」に含まない。他方、本年度調査においては英国の欧州連合離脱の完了時期が 2020 年 12 月 31 日であることを鑑み、2020 年までのデータは EU に英国を含み、2021 年、2022 年、2023 年のデータには含まずに集計している。「中国」には、香港・マカオを含み、台湾は含まない。「その他」は、日本、米国、EU、中国及び韓国を除く国・地域とした。
	名称	出願人名称については、原則として公報記載の記述に従った。加えて、日本語名称を可能な限り記載した。
分 類	日本意匠分類	公報記載の日本を指定国とするものに関して日本意匠分類を対象とした。
	ロカルノ分類	公報記載のロカルノ分類を対象とした。
指定国		公報記載の指定国を対象とした。また、指定国別調査は日本、米国、EU、中国及び韓国のみ調査を行った。

⁵ Questel 社 Orbit.com 意匠モジュールは世界 30 か国 2 機関（オーストリア、ベネルクス、ブルガリア、カナダ、中国、キプロス、チェコ、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、マルタ、メキシコ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国、WIPO、EUIPO）の意匠公報に関する書誌情報が入手可能な商用データベース。

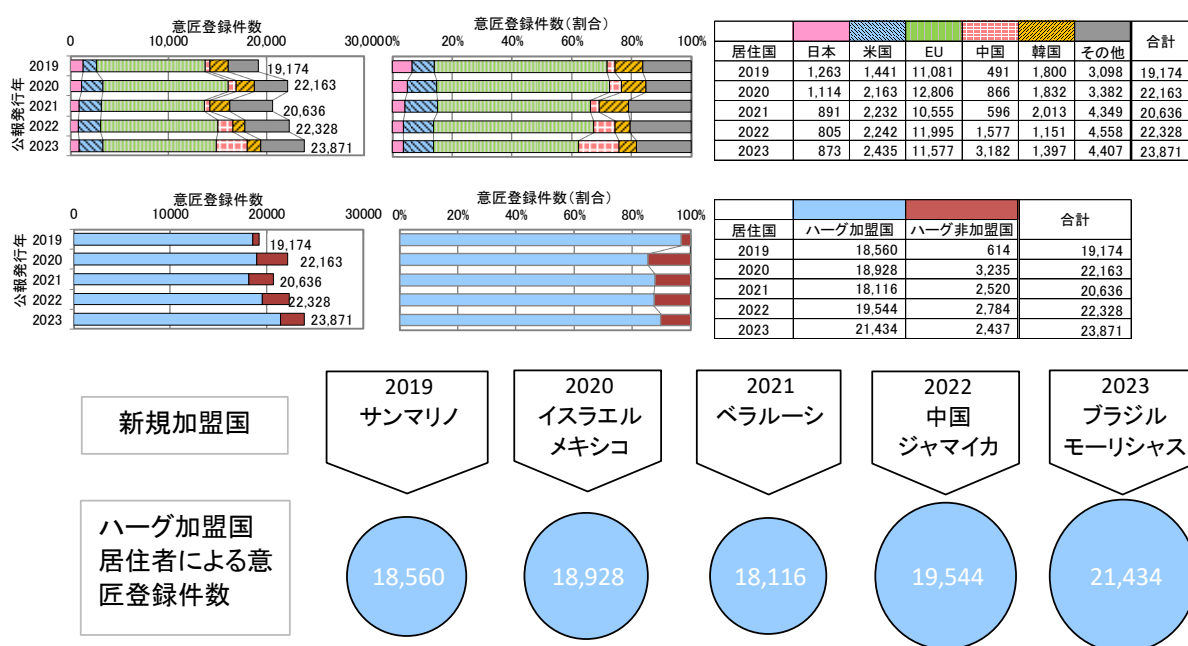
2. 調査結果概要

(1) 「出願人居住国・地域別」意匠登録件数

意匠登録件数は2021年から2023年にかけて増加し、2023年は23,871件となっている。

出願人居住国別に意匠登録件数を見ると、欧州居住者による意匠登録件数が11,577件（2023年）で最も多く、その他国居住者、中国居住者、米国居住者、韓国居住者、日本国居住者と続いている。また、日本国居住者においては2019年をピークに2022年まで意匠登録件数が減少していたが2023年に再度増加した。意匠登録件数のうち、ハーグ加盟国居住者による意匠登録件数は21,434件となっている。2023年には新規加盟国としてブラジル、モーリシャスが加盟しているが、2022年の傾向と同様に、2023年も引き続き中国居住者の登録が増加している。

図表 0-2-23 「出願人居住国・地域別」意匠登録件数（2019～2023年）（WIPO）



図表 0-2-24 「出願人居住国・地域別」意匠登録件数 EU 内訳（2019～2023年）（WIPO）

居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①		EU上位②		EU上位③	
2019	3,709	1,117	イタリア	1,868	オランダ	1,413	スウェーデン	376
2020	5,332	1,198	イタリア	1,421	オランダ	1,314	スウェーデン	495
2021	3,688	1,469	イタリア	1,653	オランダ	1,653	スウェーデン	384
2022	4,389	1,281	イタリア	2,014	オランダ	948	デンマーク	438
2023	4,484	1,604	イタリア	1,772	オランダ	754	デンマーク	426

図表 0-2-25 「出願人居住国・地域別」意匠登録件数その他内訳（2019～2023年）（WIPO）

居住国・地域	スイス	その他上位①		その他上位②		その他上位③		その他上位④
2019	2,179	トルコ	333	リヒテンシュタイン	113	ロシア	108	ノルウェー
2020	2,028	トルコ	505	ノルウェー	194	カナダ	147	ロシア
2021	2,181	イギリス	579	トルコ	484	ノルウェー	213	シンガポール
2022	1,925	イギリス	1,138	トルコ	564	イスラエル	196	シンガポール
2023	2,030	イギリス	802	トルコ	656	カナダ	213	ノルウェー

(2) 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（地域）・意匠登録件数

意匠登録上位 20 者の名称・居住国（地域）・意匠登録件数を見ると、SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.（韓国）が最も多く、次いで、The Procter & Gamble Company（アメリカ）、LG ELECTRONICS INC.（韓国）が続いている。

図表 0-2-26 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（地域）・意匠登録件数

WIPOでの登録						
順位						件数
2019	2020	2021	2022	2023		2023
1	1	1	3	1	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	544
5	2	3	1	2	The Procter & Gamble Company	525
3	6	4	7	3	LG ELECTRONICS INC.	352
－	－	－	－	4	Dr Ing h c F Porsche Aktiengesellschaft	352
4	4	5	10	5	VOLKSWAGEN AKTIENGESELLSCHAFT	306
6	7	2	2	6	KONINKLIJKE PHILIPS N.V.(オランダ)	293
17	5	8	9	7	BEIJING XIAOMI MOBILE SOFTWARE CO., LTD.	285
－	－	－	6	8	JELLYCAT LIMITED	255
－	－	12	－	9	HERMES SELLIER (Société par actions simplifiée)	249
－	－	－	－	10	Alfred Kärcher SE & Co KG	189
2	－	15	5	11	I. PALEOHORINOS FOTISTIKA A.B.E.E. (ギリシャ)	187
－	－	－	－	12	Triple A Finance GmbH & Co KG	185
－	－	－	－	13	FERRARI S p A(イタリア)	172
－	－	－	－	14	Mercedes-Benz Group AG	152
8	14	6	13	15	PSA AUTOMOBILES SA	142
－	－	18	－	16	Hyundai Motor Company	119
12	17	7	17	17	THUN SPA(イタリア)	118
8	14	6	13	18	RENAULT s a s	116
－	－	19	－	18	Hansgrohe SE	116
－	－	－	－	20	ALPRO NV(ベルギー)	114

第3章 グローバル企業の日米欧中韓の意匠登録動向及び国際登録（意匠）動向

第1節 調査方法

1. 調査項目

グローバル企業における過去5年間（2019年～2023年、公報発行年）の意匠登録件数等について、「(視点①) グローバル企業の名称・居住国（地域）・事業分野・企業規模・事業内容」「(視点②) グローバル企業の経営状況の推移」「(視点③) グローバル企業の意匠登録件数（出願先国・地域別）」「(視点④) グローバル企業の意匠登録件数（ロカルノ分類クラス別－出願先国・地域別）」という4つの視点で調査を実施する。

2. 企業選定方法

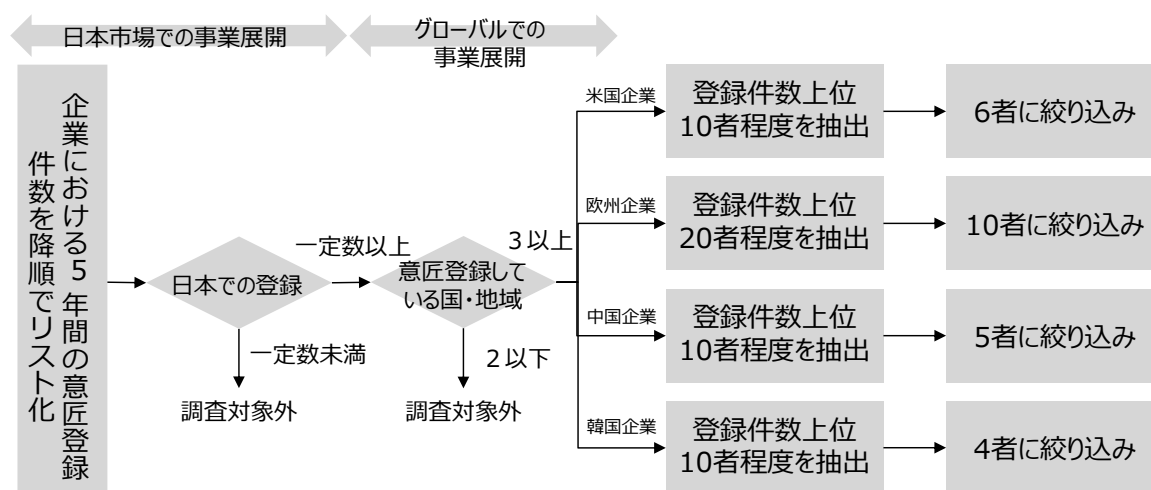
(1) 選定にあたっての全体方針

分析対象企業として、日本を含めて国際的に事業展開し、積極的に意匠登録を行っていると思われる主要企業（グローバル企業）25社を選定する。具体的には直近（2022年）に日本で一定数の意匠登録件数および事業実態が認められ、かつ国際的な事業展開という観点から3庁以上で意匠登録がある企業を母集団とし、その中で意匠登録件数が比較的多い日本企業5社、米国企業5社、欧州企業5社、中国企業6社、韓国企業4社を業種等のバランスを踏まえて選定した。

(2) 企業の選定手順

本調査は、日本を含めてグローバルに事業展開している企業の意匠登録動向を分析することを目的としている。したがって、複数の国・地域において継続的に意匠登録されている企業を選定することが望ましい。また、意匠登録動向を分析するにあたっては、一定数の意匠登録件数が必要となるため、そのような企業の中でも意匠登録件数の多い方を優先して選定する。このような考え方に沿って、今回以下のステップで25社の企業選定を行った。

図表 0-3-1 調査対象企業の選定手順



第2節 調査結果概要

1. 分析対象企業

前述の手順で抽出された分析対象企業名と意匠登録件数の一覧を以下に示す。

図表 0-3-2 分析対象企業および意匠登録件数推移

#	企業名	居住国	意匠登録	2019	2020	2021	2022	2023	増加率
1	株式会社タカトミー	日	1,320	382	254	163	253	268	-29.8%
2	日本航空電子工業株式会社	日	1,135	133	176	277	260	289	117.3%
3	パナソニック I P マネジメント株式会社	日	2,596	806	551	477	393	369	-54.2%
4	本田技研工業株式会社	日	2,071	608	554	410	260	239	-60.7%
5	三菱電機株式会社	日	2,781	1,034	635	466	365	281	-72.8%
6	3M (スリーエム)	米	1,004	281	272	177	170	104	-63.0%
7	Apple (アップル)	米	7,767	1,454	1,449	1,696	1,265	1,903	30.9%
8	Google (グーグル)	米	4,948	1,747	1,044	803	808	546	-68.7%
9	Nike (ナイキ)	米	11,383	1,998	2,613	1,561	2,734	2,477	24.0%
10	The Procter & Gamble (P&G)	米	3,699	577	880	1,077	590	575	-0.3%
11	Ferrari (フェラーリ)	欧	1,308	318	211	158	405	216	-32.1%
12	Harry Winston (ハリー・ウィンストン)	欧	2,177	190	416	585	575	411	116.3%
13	Hermès (エルメス)	欧	1,230	173	224	282	232	319	84.4%
14	Koninklijke Philips (フィリップス)	欧	4,623	633	1,188	1,068	1,137	597	-5.7%
15	Louis Vuitton (ルイ・ヴィトン)	欧	1,366	220	262	260	310	314	42.7%
16	Beijing Zitiao Network Technology Co Ltd (北京シジョウネットワークテクノロジー)	中	1,207	0	0	320	538	349	9.1%
17	BYD (ビーワイディー)	中	1,289	252	143	199	312	383	22.8%
18	Huawei Technologies (ファーウェイ)	中	3,242	486	687	860	532	677	39.3%
19	Midea Group (美的集団)	中	505	35	82	186	159	43	22.9%
20	Xiamen Water Nymph Sanitary Technology (アモイウォーターニフサニタリーテクノロジー)	中	126	0	1	10	29	86	8500.0%
21	Xiaomi (シャオミ)	中	4,111	512	1,270	846	817	666	30.1%
22	CJ CheilJedang (CJ第一製糖)	韓	3,420	526	624	1,068	543	659	25.3%
23	LG Electronics (LGエレクトロニクス)	韓	12,124	2,751	2,601	2,739	2,383	1,650	-40.0%
24	Samsung Electronics (サムスン電子)	韓	10,957	3,090	2,475	2,260	1,617	1,515	-51.0%
25	Hyundai Motor (現代自動車)	韓	3,526	587	717	707	713	802	36.6%

注1) 増加率 = (2023年の意匠登録件数 - 2019年の意匠登録件数) / (2019年の意匠登録件数)

なお、Xiamen Water Nymph Sanitary Technology 及び Zitiao については 2019 年の意匠登録件数は 0 件であるため、2019 年の意匠登録件数に代えて、Xiamen Water Nymph Sanitary Technology は 2020 年の意匠登録件数とし、Zitiao は 2021 年の意匠登録件数とした。

2. グローバル企業の傾向

(1) グローバル企業の意匠登録動向

グローバル企業 25 者を抽出したところ、2019 年～2023 年間の意匠登録件数では、LG Electronics (LG エレクトロニクス) が最も多く、Nike (ナイキ)、Samsung Electronics (サムスン電子) と続いており、いずれの企業も毎年 1,500 件～3,000 件強の件数を登録している。

一方で、伸び率でみると、日本航空電子工業、Harry Winston (ハリー・ウィンストン)、Hermès (エルメス)、Xiamen Water Nymph Sanitary Technology (アモイウォーターニフサニタリーテクノロジー) が 50%以上の伸びを見せている。

(2) 企業活動におけるデザイン面の取組

デザインにエコ・サステナビリティを取り入れる例がみられる。

例えば、3M では、2025 年までに化石資源由来のバージン材を用いた新品プラスチックの使用量を 1 億 2,500 万ポンド削減するとの目標を掲げ、プラスチックの全体使用量を削減するデザインの導入を推進している

また、CJ CheilJedang では、製品や包装材料の環境フットプリントに関する分析を提供するパッケージングソフトウェアプラットフォーム COMPASS を適用し、パッケージデザインにサステナビリティを反映させている

中国企業では元欧州系自動車メーカー出身のデザイナーを起用する動きが見られる。

例えば、BYD では、アウディやアルファロメオのチーフデザイナーなどを歴任した Wolfgang Josef Egger が率いるチームが多目的スポーツ車型 EV「ATTO3」を手掛けた

また、Xiaomi では、2023 年に発表した電気自動車の車体の設計やデザインについては、コンサルタントに元 BMW チーフデザイナーの Christopher Edward Bangle を起用した

第4章 各国及び地域における意匠政策動向等

第1節 各国・地域における意匠制度

本年度調査においては、調査対象地域を9か国・地域を対象に調査を行った。

図表 0-4-1 各国及び地域の意匠制度の概況

	日本	米国	欧州	中国	韓国
組織	特許庁	合衆国特許商標庁 (USPTO)	欧州知的財産庁 (EUIPO)	国家知識産権局 (CNIPA)	韓国特許庁(KIPO)
根拠法	意匠法 (昭和34年法律第125号)	合衆国法典 第35編 (35 U.S.C) 第16章	欧州共同体意匠規則 (Council Regulation (EC) No 6/2002)	専利法	デザイン保護法
規則・細則	意匠法施行規則	特許規則 (Patent Rules)、特許審査便覧、特許関連注意事項	共同体意匠実施規則 (Council Regulation (EC) No 2245/2002)	専利法実施細則	デザイン保護法施行令、デザイン保護法施行規則
審査基準	意匠審査基準	MPEP 審査ガイダンス	Guidelines	専利審査指南	デザイン審査基準
主な登録要件	新規性 (需要者) 創作非容易性 (当業者) 工業上利用可能性	新規性 (平均的な観察者) 非自明性 (通常のデザイナー) 装飾性	新規性 (共同体内で事業を営む当業者) 独自性 (情報に通じた使用者)	新規性 (一般消費者) 創作非容易性	新規性 (当該デザイン分野の通常人) 創作非容易性 (2014年7月より厳格化) 工業上利用可能性
新規性判断の基礎資料	・国内外公知意匠 ・国内外刊行物記載等	・特許された意匠 ・刊行物記載 ・公然実施等 (地域的な限定はない)	公衆の利用に供された意匠 (地域的な限定はないが、共同体内で事業を営む当業者にとって、通常の事業過程では合理的に知ることができないものは除く)	・国内外刊行物 ・国内外公知意匠	・国内外公知デザイン ・国内外公然実施デザイン ・国内外刊行物等
新規性等の審査の有無	有	有	無	有	有 (一部物品で無)
出願単位	一意匠一出願 (2021年4月1日より複数意匠一括出願に変更)	多意匠一出願 (単一の創作概念の範囲内に含まれる場合)	多意匠一出願 (ロカルノ分類が同一の場合)	多意匠一出願 (類似する意匠を10まで)	多意匠一出願 (2014年7月以降、同一ロカルノ分類のデザインを100まで)
関連意匠制度	有	無 (単一の創作概念の範囲内に含まれれば、実施例として、一出願に含めることは可能)	無 (多意匠一出願は可能)	無 (10以内であれば、類似する意匠を一出願に含めることが可能。また、国内優先権制度あり。)	有 (2014年7月より、類似意匠制度から変更)
部分意匠制度	有	有 (disclaim による)	有 (物品性を要求しないため)	有	有
秘密意匠制度	有	無	有	無	有
意匠権の存続期間及び起算点	出願日から25年	登録日から15年間 (2013年12月より前は14年)	出願日から5年、以後5年毎に4回まで更新可能で最長25年	出願日から15年 (2021年5月までは、10年)	登録日から20年 (2014年6月までは15年)

図表 0-4-2 各国及び地域の意匠制度の概況（前頁の続き）

	英国	フィリピン	インドネシア	台湾
組織	英国知的財産庁 (UKIPO)	フィリピン知的財産庁 (IPOPPL)	知的財産総局 (Director General of Intellectual Property (DGIP))	台湾經濟部智慧財産局 (TIPO)
根拠法	著作権、意匠及び特許法	知的財産法	意匠法	専利法
規則・細則	意匠規則	特許、実用新案および意匠に関する改正施行規則	意匠規則	専利法施行規則
審査基準	意匠規則	意匠審査マニュアル	意匠審査ガイドライン	専利審査基準
主な登録要件	新規性 独自性	新規性 装飾性 公序良俗に反しないこと	・新規性 ・法律、公序良俗、宗教、又は道徳に違反しない	新規性 創作非容易性 工業上利用可能性
新規性判断の基礎資料	公衆の利用に供された意匠（地域的な限定はない）	内外国公知、内外国出版物	インドネシアの国内又は国外で公開又は使用されている	・刊行物等 ・公然実施意匠 ・公知意匠（地域的な限定はない）
新規性等の審査の有無	無	無	無（実務上は有）	有
出願単位	多意匠一出願	多意匠一出願	一意匠一出願	一意匠一出願
関連意匠制度	有	無	無	有（2013年より、連合意匠制度から変更）
部分意匠制度	有	有	無	有
秘密意匠制度	有	有（公開延期）	無	有
意匠権の存続期間及び起算点	出願日から5年、以後5年毎に4回まで更新可能で最長25年	登録日から5年、以後5年毎に2回まで延長可能で最長15年	出願日から10年	出願日から15年

第2節 各国・地域における知的財産権・意匠制度の広報施策

日本と他国における意匠を含む知的財産権の周知・広報施策を比較すると、日本はおおよそカバーできているが、その内容は各国異なる。我が国で確認できなかったものは、知財の特定ツールの提供、学界との連携、貧困層向けのプロボノプログラム、年金管理ツールの提供、企業の認証制度などがみられた。EU では戦略 2030 で知財専門家以外へのアウトリーチについて言及しており、2025 年以降マルチメディア・コンテンツを増やすとしている。

図表 0-4-3 広報施策の比較

広報ツール	ターゲット	(例)	日本	他国の取組
ウェブサイト	子供	キッズページ	とつきょうキッズページ（国立科学博物館別館とのコラボ記事など）	子供向け、学生向けウェブサイト（米国、英国）
	一般	検索トレーニング	IP ePlat	検索トレーニング用資料（米国）
		知財の特定		知的財産特定ツール（米国）
		ガイドブック	意匠登録出願の手続きのためのガイドライン、意匠出願のいろは / など	各種ガイドブック
		知財統計データ	特許年報、意匠出願動向調査	知的財産権統計サービス（韓国）
		オンライン学習コンテンツ	IP ePlat	IPアカデミー（韓国）、ただし多くの国で同種のコンテンツはある。
		漫画コンテンツ	漫画「知財の歴史」、特許出願非公開制度の概要、外国出願に関する留意事項、漫画審査基準	知財学習用漫画（台湾）
	教育機関向け	教材等の提供	知財の教材・参考書、INPIT「知的財産に関する学習用資料等の提供」	IP for EducationやIP for Universities（英国）
	専門家向け	各種研修素材	IP ePlat	（おそらく多くの国で導入されている）
	外国人向け	多言語サイト	英語サイト	他言語サイト
SNS			JPO Channel、Twitter	多数のIPOで導入済。
セミナー			各地域の知的財産戦略本部のイベント情報等多数	大英図書館（英国）、オンラインセミナー（フィリピン）
動画			JPO Channel、ドラマ作品への協力	解説動画（韓国、フィリピン）
支援窓口			知財総合支援窓口	無料相談（フィリピン）、IP Scan（EU）、IP Advance（英国）
学界との連携	タレントバンク等			凡ヨーロッパプログラム（PES）や知財アカデミーネットワーク
	研究助成		（ただし、大学等への情報提供は多数）	学術研究プログラム
専門家派遣・支援	スタートアップ		知的財産プロデューサー派遣事業、スタボノ（プロボノ事業）	IP Scan（EU）、IP Advance（英国）、スタートアップ向けプログラム（韓国）
	中小企業		知的財産プロデューサー派遣事業	IP Scan（EU）、IP Advance（英国）、随時相談（韓国）、IP監査支援（英国）
	海外展開		海外知的財産プロデューサー（海外展開知財支援窓口）	総合支援プログラム（韓国）
	地方創生		地方創生のための事業プロデューサー派遣事業	
	産学連携		産学連携知的財産アドバイザー派遣制度	
	貧困層向け			専門家による貧困層へのプロボノプログラム（米国、英国、インドネシア）
検索ツール			J-Platpat、開放特許データベース	出願経過のデータベース、検索データベースの更新等（米国、インドネシア）
マネジメントツール				年金の管理ツール（インドネシア）
プロモーション			知的資産経営Week	イベント（中国、韓国）
認証制度	企業			企業の認定制度（韓国）
賞			知財功労賞、デザインパテントコンテスト（学生向け）	デザインヨーロッパ賞（EU）、個人、企業向けのアワード（インドネシア）

第5章 総合分析

第1節 経済学的手法を用いた意匠制度の効果に関する検討

1. 調査概要

(1) 背景・目的

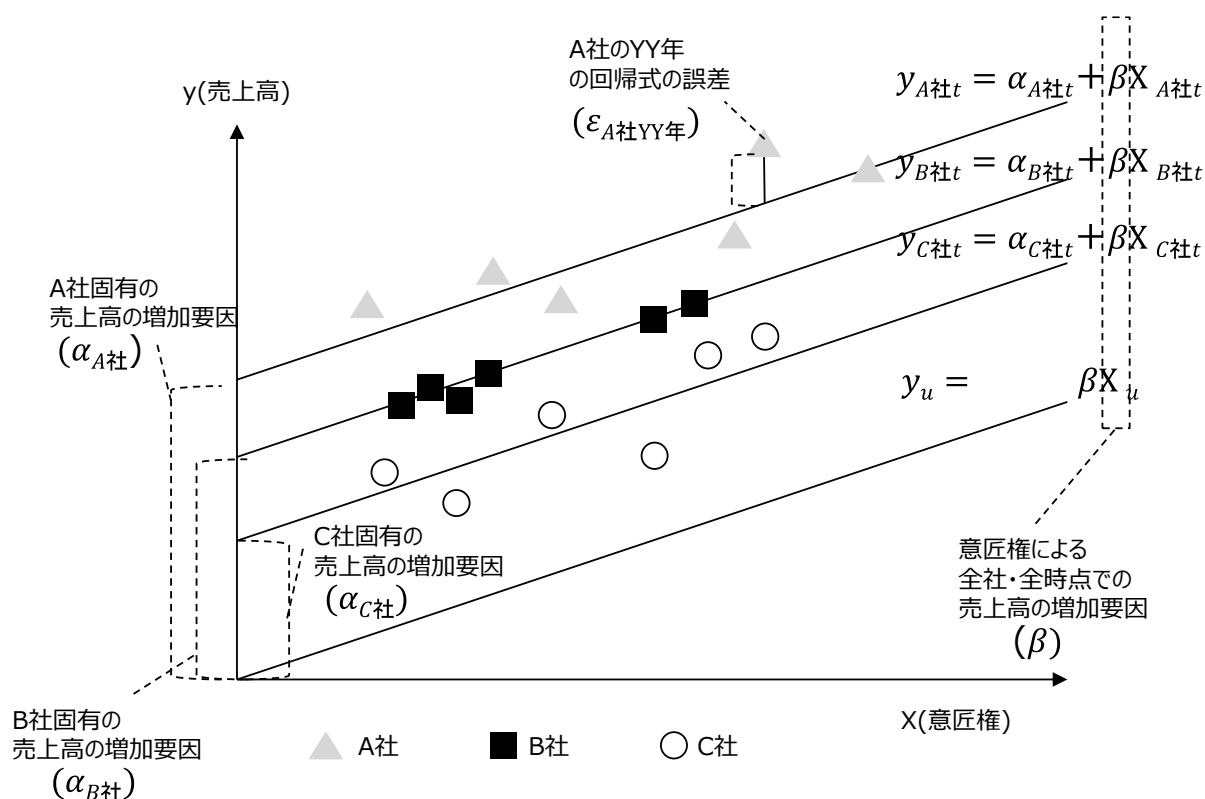
特許庁では、2019年5月17日に意匠法の改正（以下「令和元年度改正」）を行った。同法の改正により、保護対象の拡充（画像、建築物、内装）、関連意匠制度の拡充、意匠権の存続期間の変更、創作非容易性の水準の明確化、組物の部分意匠の導入、間接侵害規程の拡充、損害賠償額算定方法の見直しが行われ、2020年4月1日より施行された。また、複数意匠一括出願手続きの導入、物品区分の扱いの見直し、手続救済規定の拡充については2021年4月1日より施行された。

このように積極的に進められてきた意匠制度であるが、本調査では、デザイン活動が企業活動を活性化するかを検証する。検証においては、操作仮説として「意匠を保有することで翌年の売上高が増加した」として、固定効果モデルを用いて検証する。

(2) 仮説及び分析の手順

固定効果モデルには、パネルデータと呼ばれるデータセットを用いる。固定効果モデルの分析をイメージで示したものが以下の図である。各企業について複数年次のデータによって各社固有の要因を考慮した状態で、意匠権（説明変数）の売上高（被説明変数）への増加要因を把握できる手法である。

図表 0-5-1 固定効果モデルのイメージ



また、この固定効果モデルは「欠落変数バイアス」という企業固有の特徴によるバイアスを排除する手段の一つである。モデルの誤差項（前述のパネルデータの回帰分析の時に

は ε_{it} と示したもの) を $\gamma_i + \varepsilon_{it}$ で表現したときに、時間を通じて一定な γ_i と時間とともに変化する ε_{it} に分けて記載する。この場合の γ_i は個別効果・個人効果と呼ばれる。そして、 γ_i が各変数と相関していれば「固定効果」と呼ばれ、相関がなければ「変量効果」と呼ばれる。ここではこれらの特性を踏まえつつ固定効果を考慮したモデルである固定効果モデルを選択する。奥井(2015)⁶によると、「経済学などの社会科学の実証分析では変量効果の仮定である説明変数との無相関という仮定は満たされないことが通常」であること、加えて「個別効果はどのようなものであってもよく、変量効果だからといって、その性質は変化しない。」ことから、「一般論としては固定効果としてモデル化したほうが適切である」と言及している。本調査の対象も社会科学の分析対象の一つとして位置づけられることから、固定効果モデルを採用することとした。

(3) データについて

分析にあたっては、経済産業省「企業活動基本調査」のデータのうち 2014 年度～2023 年度調査の調査票情報を独自集計して活用した。「企業活動基本調査」を用いた理由は、比較的長期の時系列のパネルデータを作成することが可能であることが挙げられる。また、企業活動基本調査は当該時点での企業の意匠権の保有件数（以下、意匠保有件数）のデータも含まれていることから、適切であると判断した。なお、知的財産活動を把握する「知的財産活動調査」は、産業財産権 5 件以上の企業を対象にしていることから「知的財産に関心が高い企業が多い」で構成されており、そうではない企業との比較に用いることから、本調査ではより一般的な企業を扱う企業活動基本調査を対象とした。

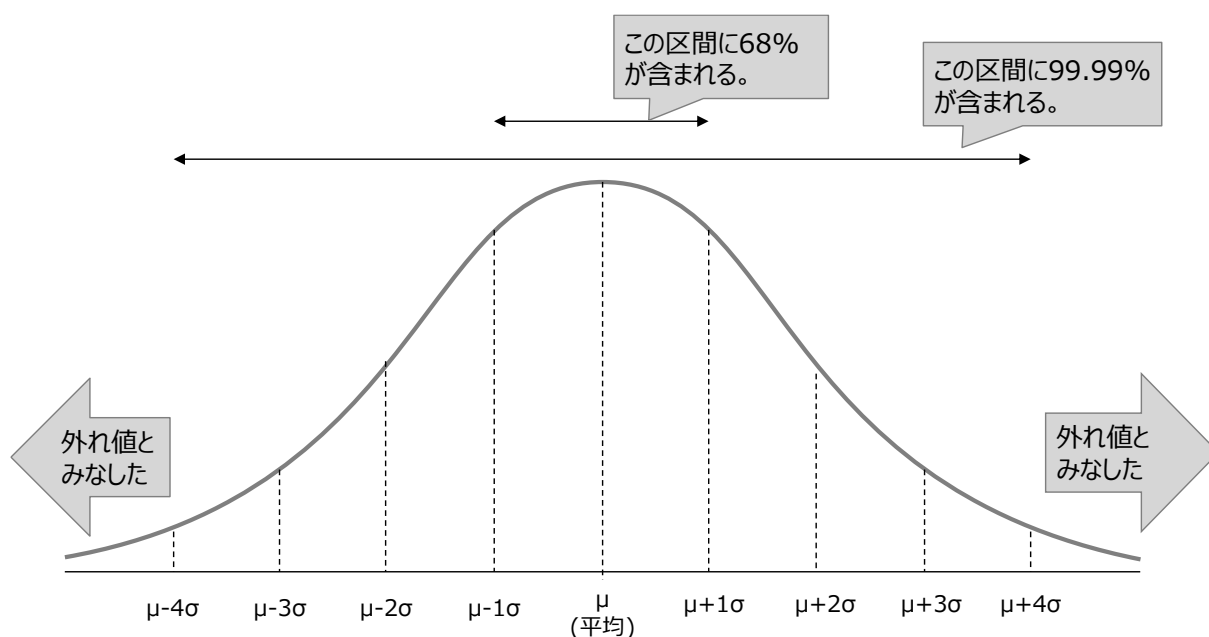
本調査では、当該期間のパネルデータが取得できる企業を抽出し、①全企業、②全製造業、③製造業のうち中小企業のみを抽出した 3 つのデータセットを作成した。それぞれのデータセットは、外れ値を無回答 (NA) 処理して分析した。外れ値は、従業員数・売上高・研究開発集約度⁷・広告宣伝集約度⁸・意匠保有件数・特許保有件数に対して 10 年間の間に 1 度でも平均値から $\pm 4\sigma$ 以上乖離している場合を一律に除いた。外れ値に関連する対数化した変数またはダミー変数 (1 か 0) は一律無回答として扱った。

⁶ 奥井亮(2015)「固定効果と変量効果」、本パラグラフの検討にあたって参考にしている。
<<http://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2015/04/pdf/006-009.pdf>>(2019/02/17 アクセス)

⁷ 研究開発集約度は研究費/自社研究費/売上高で求めた。

⁸ 広告宣伝集約度は広告宣伝費/売上高で求めた。

図表 0-5-2 外れ値の処理のイメージ



(4) 分析の読み取り

図表 0-5-3 は架空の計算結果のイメージである。表中の数字は説明変数に対応する被説明変数への影響を示す係数が記載される。係数の読み方としては、たとえば、図表 0-5-3 の場合には、「意匠保有件数（対数）」の場合には係数が 0.20 であることから、意匠権が 1% 増加した場合には、被説明変数である売上高が 20%増加すると読み取ることができる。ダミー変数と呼ばれる 0 か 1 の 2 値を取る変数も利用でき、「XXX ダミー」が 1 の場合には、売上高（対数）が 120%増加すると考えることができる。

次いで、表の下部に記載されている p（値）とは「当該係数が 0 である帰無仮説を検証した結果、偶然にも今回推計された係数のような値が出てしまう確率」を示す値であり、表中のアスタリスク(*)および(+)は p 値を簡略して表現したものとなっている。アスタリスクが 2 つであれば p 値が 1%以下、1 つであれば p 値が 5%以下、+であれば p 値が 10%以下であることを意味し、通常 10%以下の場合を「有意である」と呼ばれる。いいかえると、値が小さいほど「関係ないことはない」ことを示している。

表の下部に示されている決定係数はモデルの説明力を示しており、表に記載されている変数が全体のどの程度を説明しているのかを示している。図表 0-5-3 の場合には掲載されている係数が全体の 20.1%を説明していることになる。ただし、固定効果モデルの特性として、企業ごとにそれぞれ変数が与えられ、それらを除いた分のみを決定係数として掲載されていることから、通常は値が小さくなる傾向がみられ、他のモデルに比べると決定係数が著しく低く、掲載すらされていないケースもある。

図表 0-5-3 計算結果のイメージ

	係数
意匠保有件数（対数）	0.20 **
XXXダミー	1.20 +
YYYY	-0.01
係数	10.00 **
N	5,000
決定係数(R2)	0.201
+p<0.1 *p<0.05 **p<0.01	

(5) 分析パッケージ

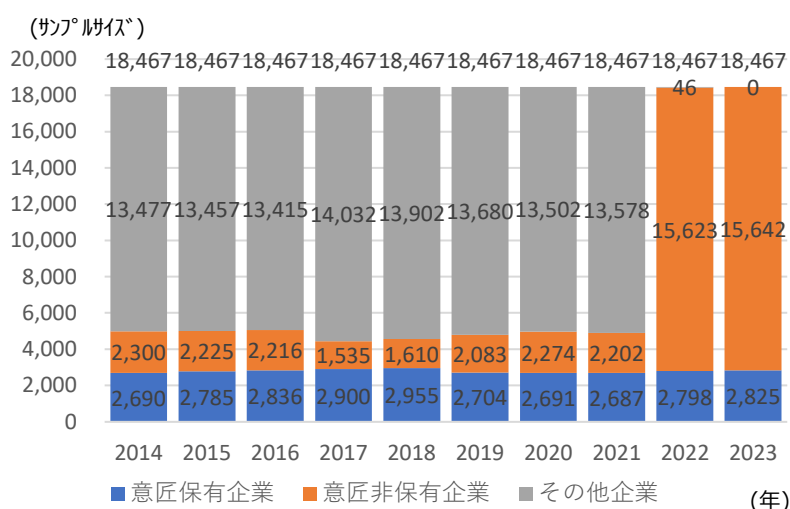
パネルデータ分析の実施にあたっては、オープンソース・フリーソフトウェアの統計パッケージである R 言語⁹ (R4.4.2(64bit)) を活用し、必要なパッケージなどは順次活用した。

⁹ The Comprehensive R Archive Network
< <https://cran.r-project.org/>>(2019/02/17 アクセス)

2. 記述統計

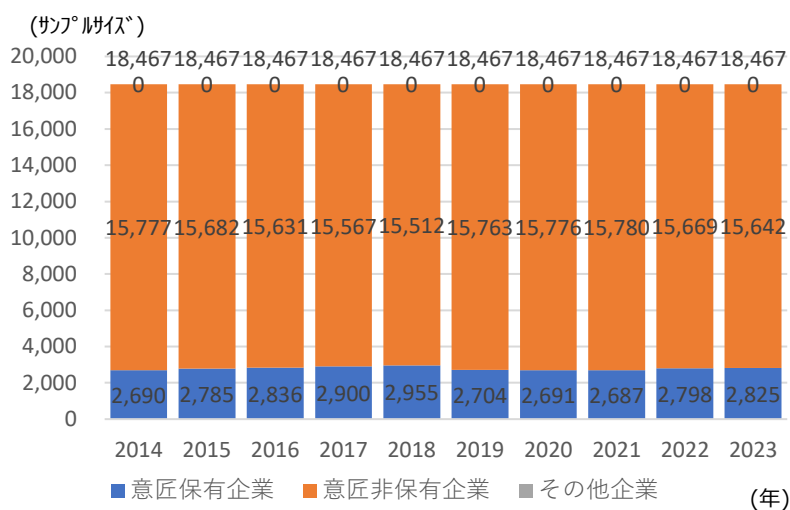
本調査の分析に用いる基本的な集計を本節で行った。意匠保有企業とは企業活動基本調査において意匠権に関する回答があった者のうち当該年度において1件以上意匠権を保有している企業、意匠非保有企業とは企業活動基本調査において意匠権に関する回答があった者のうち意匠権を保有していない企業であり、データがないものを「その他企業」としている。他方で、2022年から同調査の調査票が変更され、産業財産権を有しているかどうかの選択肢が含まれた。これらも意匠非保有企業とみなすと、2022年以降大幅に状況が変化してしまう（加工前）。そこで、基準を合わせるため、2021年以前も無回答（その他企業）を含めて、企業計は企業活動基本調査において意匠権に関して無回答であった企業をすべて意匠非保有企業とみなすことにした。

図表 0-5-4 意匠保有企業・意匠非保有企業（加工前）



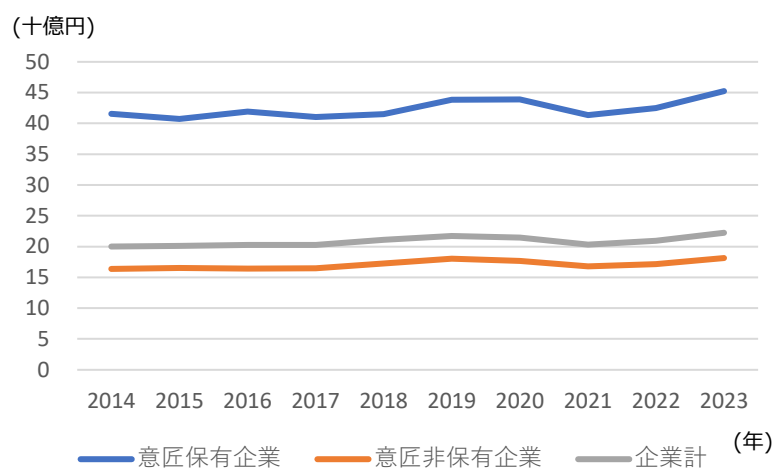
注釈) 経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計した。

図表 0-5-5 意匠保有企業・意匠非保有企業（処理後）



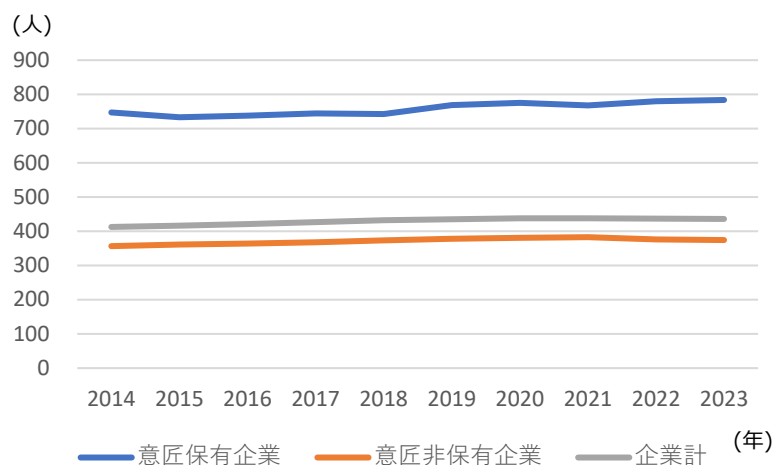
注釈) 経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計した。

図表 0-5-6 意匠保有企業別売上高（平均）



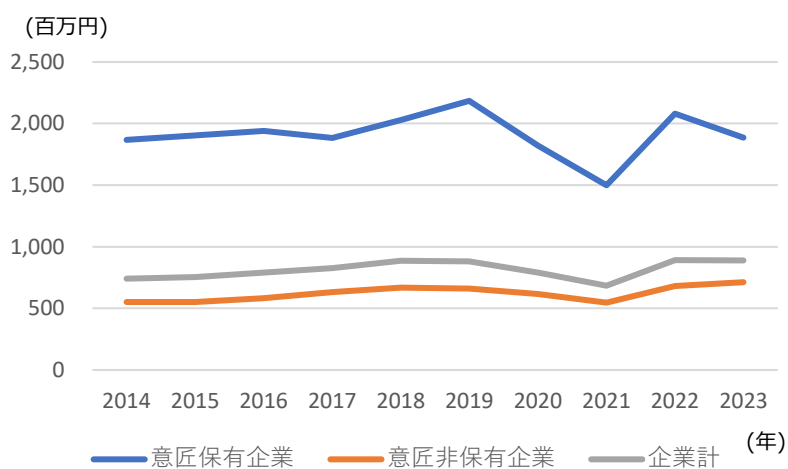
注釈) 経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計した。

図表 0-5-7 意匠保有企業別従業員数（平均）



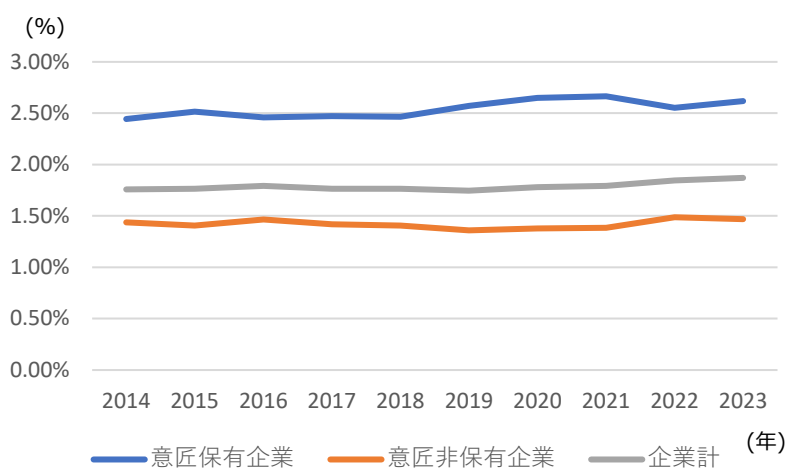
注釈) 経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計した。

図表 0-5-8 意匠保有企業別営業利益（平均）



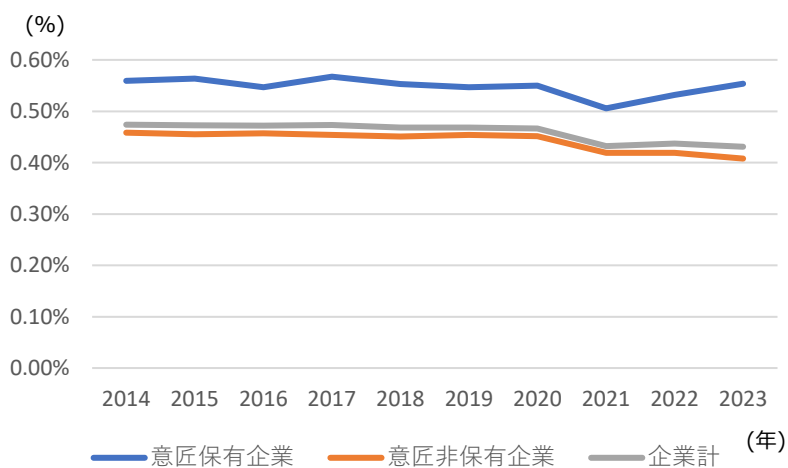
注釈) 経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計した。

図表 0-5-9 意匠保有企業別研究開発集約度（平均）



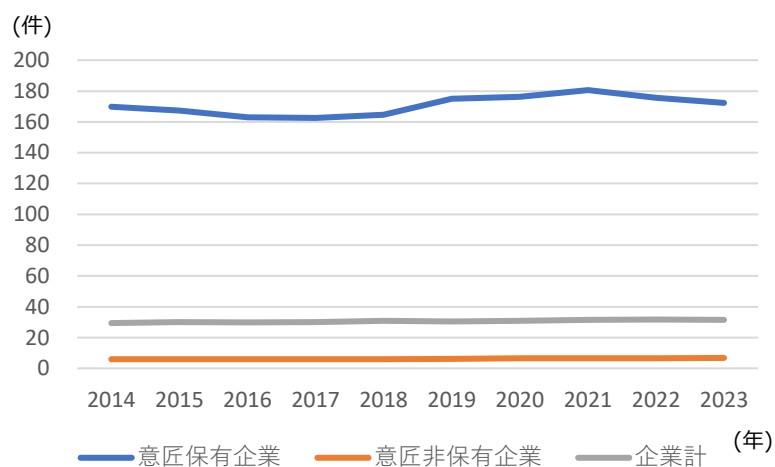
注釈) 経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計した。

図表 0-5-10 広告宣伝集約度集約度（平均）



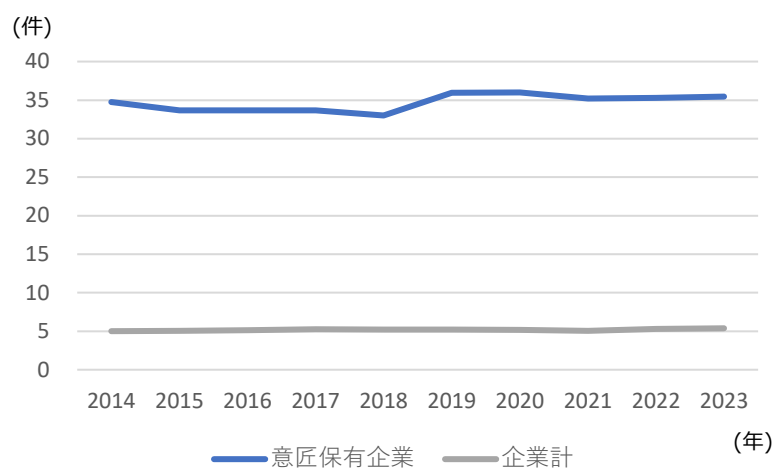
注釈) 経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計した。

図表 0-5-11 意匠保有企業別特許保有件数（平均）



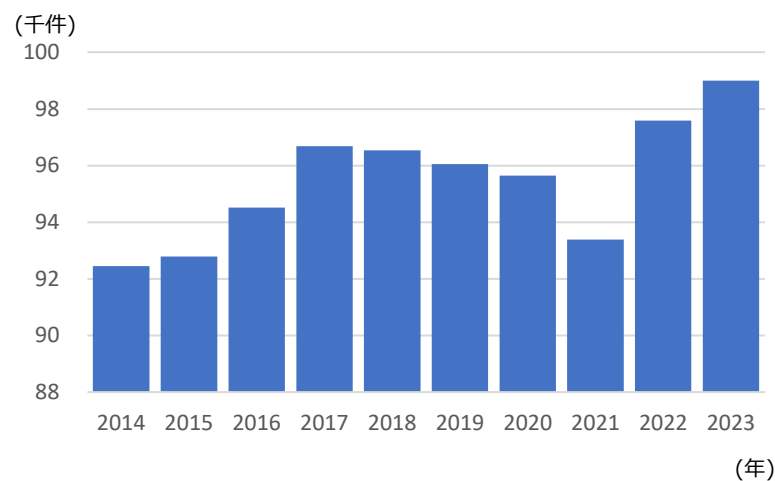
注釈) 経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計した。

図表 0-5-12 意匠保有件数（平均）



注釈) 経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計した。

図表 0-5-13 意匠保有件数（合計）



注釈) 経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計した。

3. 分析モデルとその結果

分析モデルは以下のようなデータを用いた。

図表 0-5-14 分析方法の概要

分析モデル：意匠を保有することで翌年の売上高が増加した

【被説明変数】

- 売上高（対数）

【説明変数】

- 前年の意匠の保有の有無
- 前年の意匠件数（対数）

【説明変数のうち統制変数】

- 従業員数（対数）
- 前年の研究開発集約度
- 前年の広告宣伝集約度

【データセット】

- 企業活動基本調査から 2014 年から 2023 年までの 10 時点を活用した。
- ①全企業、②製造業、③製造業のうち中小企業のデータを用いた。

【分析手法】

- 固定効果モデル

固定効果モデルでの分析結果をみると、全企業を対象にした分析においては、前年の意匠がある場合には売上高が0.7%増加すると推定される。製造業を対象にした分析も同様の傾向がみられ、前年の意匠件数を1%増加させると、売上高が0.4%増加すると推定された。他方で、中小企業では前年の意匠件数と売上高の関係が確認できなかった。中小企業が意匠権をうまく活用できていない可能性がある。

図表 0-5-15 固定効果モデルの結果（全企業）

1-1被説明変数：売上高（対数）		1-2被説明変数：売上高（対数）	
	係数		係数
前年の意匠権の有無	0.0076 +	前年の意匠保有件数（対数）	0.0025
従業員数（対数）	0.6626 *	従業員数（対数）	0.6685 **
前年の研究開発集約度	-0.9783 **	前年の研究開発集約度	-0.8475 **
前年の広告宣伝集約度	-1.9582 **	前年の広告宣伝集約度	-1.8286 **
N	52,302	N	49,919
決定係数(R2)	0.20842	決定係数(R2)	0.20859
+p<0.1 *p<0.05 **p<0.01			

図表 0-5-16 固定効果モデルの結果（製造業）

2-1被説明変数：売上高（対数）		2-2被説明変数：売上高（対数）	
	係数		係数
前年の意匠権の有無	0.0039	前年の意匠保有件数（対数）	0.0042 *
従業員数（対数）	0.7041 **	従業員数（対数）	0.7018 **
前年の研究開発集約度	-1.0768 **	前年の研究開発集約度	-0.9942 **
前年の広告宣伝集約度	-2.4713 **	前年の広告宣伝集約度	-2.2593 **
N	38,513	N	37,932
決定係数(R2)	0.2048	決定係数(R2)	0.20257
+p<0.1 *p<0.05 **p<0.01			

図表 0-5-17 固定効果モデルの結果（製造業のうち中小企業）

3-1被説明変数：売上高（対数）		3-2被説明変数：売上高（対数）	
	係数		係数
前年の意匠権の有無	-0.0028	前年の意匠保有件数（対数）	-0.0015
従業員数（対数）	0.6890 **	従業員数（対数）	0.6893 **
前年の研究開発集約度	-0.7810 **	前年の研究開発集約度	-0.6994 **
前年の広告宣伝集約度	-2.7923 **	前年の広告宣伝集約度	-2.4991 **
N	28,424	N	27,682
決定係数(R2)	0.18141	決定係数(R2)	0.17808
+p<0.1 *p<0.05 **p<0.01			

第2節 各国動向に関するまとめ

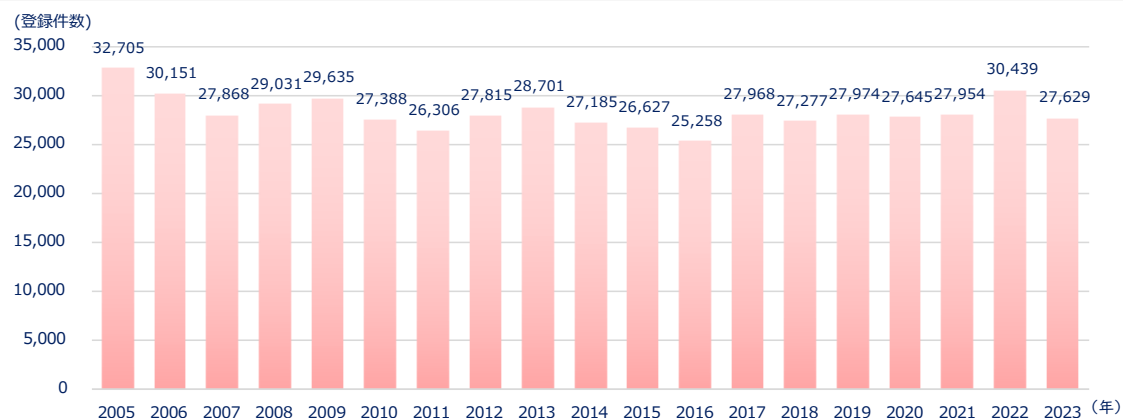
1.日本(JPO)

※本ページにおける意匠登録件数は、意匠公報発行年ベースで集計した件数。

● 意匠登録動向

- JPOにおける意匠登録件数の推移をみると、2005年が32,705件であり、2016年が25,258件と直近では最も少なくなっていたが、その後増加傾向に転じ、2022年には30,439件と2006年以降では最大となった。一方、2023年は減少し、27,629件に落ち着いている。

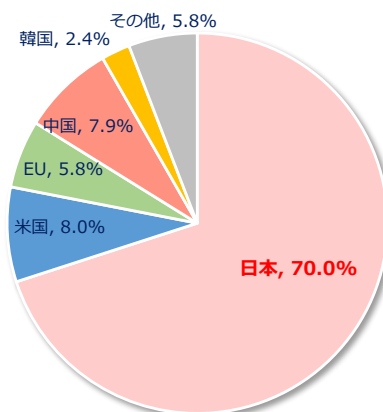
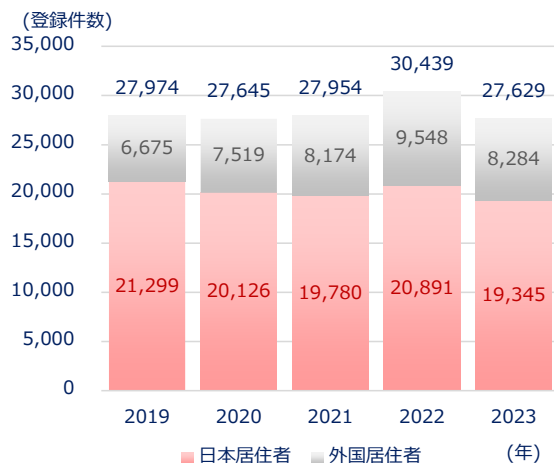
図表：JPOへの意匠登録件数の推移(2005～2023年)



- JPOでの日本居住者の意匠登録件数は減少傾向となっている一方、外国居住者の意匠登録件数が増加しており、全体の3割程度を占めている。米国、中国、EU、韓国の順で多くなっている。

図表：JPOへの意匠登録件数の推移（居住国別）

図表：JPOへの意匠登録件数構成比（居住国別）（2023年）



- JPOでの登録が多い分野は、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）が3,540件で最も多く、クラス09（物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器）、クラス06（室内用品）と続く。

3,540



クラス14
記録、通信又は情報検索の機器

2,335



クラス09
物品の輸送又は荷扱いのための
包装容器及び容器

1,969



クラス06
室内用品

● 直近の主な制度改正や特許庁の取組

- 「不正競争防止法等の一部を改正する法律」により、2024年1月1日より意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続が緩和された。

トピックス	概要
意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続の要件緩和	意匠登録を受ける権利を有する者（権利の承継人も含む）の行為に起因して公開された意匠について、①同日に二以上の公開があってもいずれかの行為について証明書を提出する、②先の公開行為について証明書を提出することで、意匠の新規性喪失の例外規定の適用が可能（2024年1月1日より）
特許法等の一部を改正する法律案	複数意匠一括出願、物品区分の扱いの見直し、手続救済既定の拡充（2021年4月1日より）

- 中小企業の海外出願を促進するため、海外への事業展開等を計画している中小企業に対して、外国出願（ハーグ協定に基づく意匠の国際出願も含む）に必要な費用の半額を助成する「中小企業等海外展開支援事業費補助金」制度がある。意匠においては、「ハーグ協定に基づく意匠の国際出願」も支援対象である。また、この補助金を活用して海外展開した中小企業等の声を集めた「外国出願補助金事例集」も展開されており、参考にすることができる。

特許庁「外国出願に要する費用の半額を補助します」
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

● 出願上のポイント

- 日本の意匠制度は「意匠法」を根拠。
- 意匠の登録にあたっては審査官により実体審査が行われる（平均FA期間は約6か月）。
- 保護対象には、画像・建築物・内装のデザインも含まれる（2020年4月1日～）。
- 保護期間は出願から最長25年。
- 新規性喪失の例外適用可能期間は1年（自ら意匠を公開した場合は証明書の提出が必要）。
- 部分意匠制度、関連意匠制度、秘密意匠制度などの各種制度がある。
- 複数意匠一括出願が可能（2021年4月1日～）。
- 2015年5月13日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加。

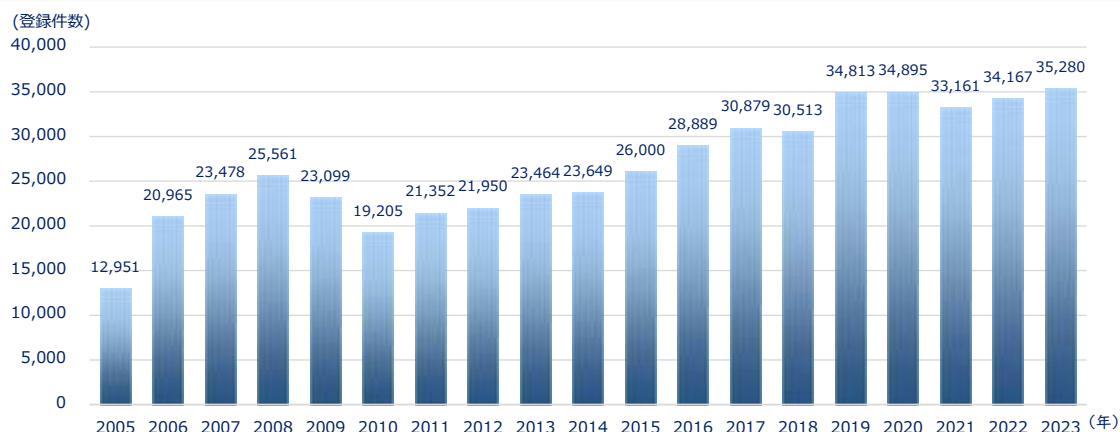
2.米国(USPTO)

※本ページにおける意匠登録件数は、意匠公報発行年ベースで集計した件数。

● 意匠登録動向

- USPTOにおける意匠登録件数の推移をみると、2008年に25,561件となって以降減少傾向の時期もあったが、2011年より長期的には増加傾向に転じ、2023年では35,280件と過去最大となった。

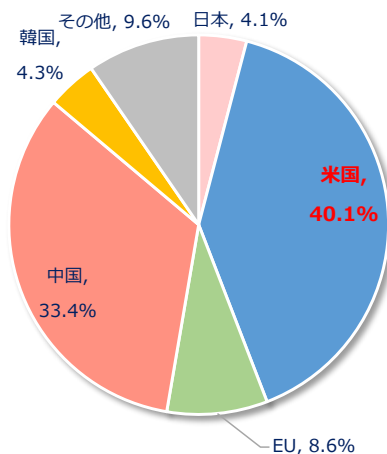
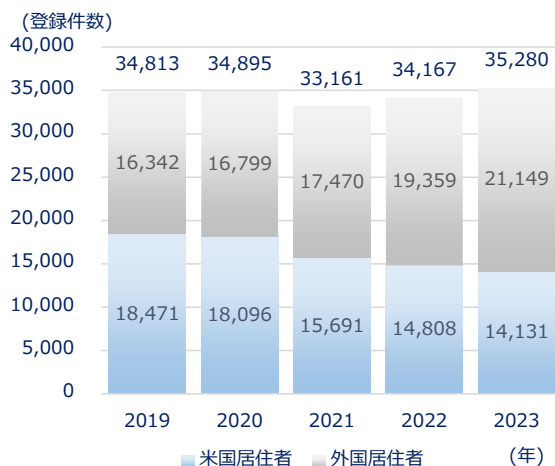
図表：USPTOへの意匠登録件数の推移(2005～2023年)



- USPTOでの米国居住者の意匠登録件数は減少したが、外国居住者の意匠登録件数が増加しており、半数以上が米国外からの出願が占め、中国、その他、EU、韓国、日本と続いている。

図表：USPTOへの意匠登録件数の推移（居住国別）

図表：USPTOへの意匠登録件数構成比（居住国別）（2023年）



- USPTOでの登録が多い分野は、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）が4,368件で最も多く、クラス12（輸送又は昇降の手段）、クラス02（衣料品及び裁縫用小物）と続く。

4,368



クラス14
記録、通信又は情報検索の機器

2,943



クラス12
輸送又は昇降の手段

2,225



クラス02
衣料品及び裁縫用小物

● 直近の主な制度改正やUSPTOの取組

- USPTOは、早期審査料の値上げを行う他方で、小規模・零細事業体の意匠特許登録料をさらに値下げしている。

トピックス	概要
手数料の変更	● 早期審査申請料については、Large Entityに該当する出願人からの出願の場合、それまでの900USドルから1,600USドルに値上げ（2020年10月2日より） ● 小規模・零細事業体の特許手数料の値引き率に変更。具体的には小規模事業体への割引額は60%から75%に変更、零細事業体への割引額は75%から80%（2023年3月22日より）
特許証の電子発行	● 利用者の声を踏まえて、USPTOは特許証・商標登録証を電子発行（2022年5月24日より）
意匠特許弁理士としての登録	● 2023年11月16日には、要件を満たす弁護士は特許商標庁における意匠特許手続きを遂行する意匠特許弁護士としての登録を受けることができるほか、弁護士ではないが要件を満たす米国市民は意匠特許弁理士として登録が受けられるようになることが公表された

- USPTOでは、2022年12月29日に署名された「2022年米国イノベーター解放法（the Unleashing American Innovators Act of 2022）」や「2023年連結歳出法（the Consolidated Appropriations Act）」が制定されたことにより、小規模・零細事業体の特許手数料が値引きされるようになった。意匠については、2023年3月22日に小規模・零細事業体の意匠特許出願の基本出願料の値下げを実施している。小規模事業体への減免率は60%から75%に、零細事業体の減免率は75%から80%である。

● 出願上のポイント

- 米国の意匠（意匠特許（Design Patent））制度は、特許法の一部として規定。一部の規定を除き、特許法の規定が意匠にも適用。
- 保護対象は、「製造物品のための新規で独創的かつ装飾的な意匠」（特許法第171条）であり、ここでいう「物品」概念は我が国の意匠法よりも広い。
- 出願された意匠は、新規性（Novelty）や非自明性（Non-obviousness）等の実体的要件の審査を経て登録に至る（平均FA期間は、16.4月（2021年））。
- 保護期間は登録日から15年（特許法第173条）。
- 複数の意匠の実施例（embodiment）が単一の創作概念（single design concept）の範囲内に含まれると認められる場合には、それら複数の意匠を一の出願に含めることが可能。
- 秘密意匠制度又は公開繰延制度はない。
- 画面デザインの保護対象の範囲は、表示画面の物品の種類は問われない。
- 小規模・零細事業体に対する、手数料の減免あり。
- 2015年5月13日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加。

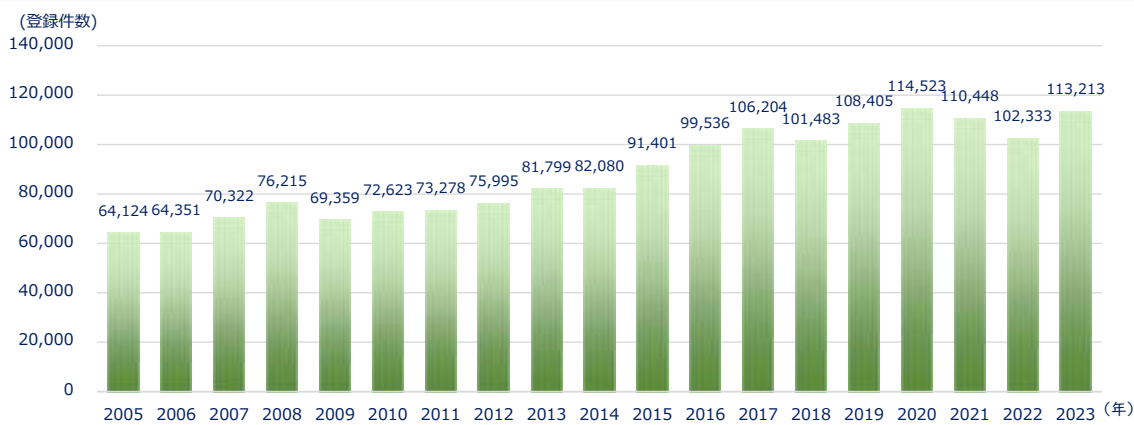
3.EU (EUIPO)

※本ページにおける意匠登録件数は、意匠公報発行年ベースで集計した件数。

● 意匠登録動向

- EUIPOにおける意匠登録件数の推移をみると、長期的には増加傾向であり、2020年は114,523件と過去最大となっている。2021年からは減少傾向にあったが、2023年には113,213件に回復している。なお、2021年より英国はEUを離脱している。

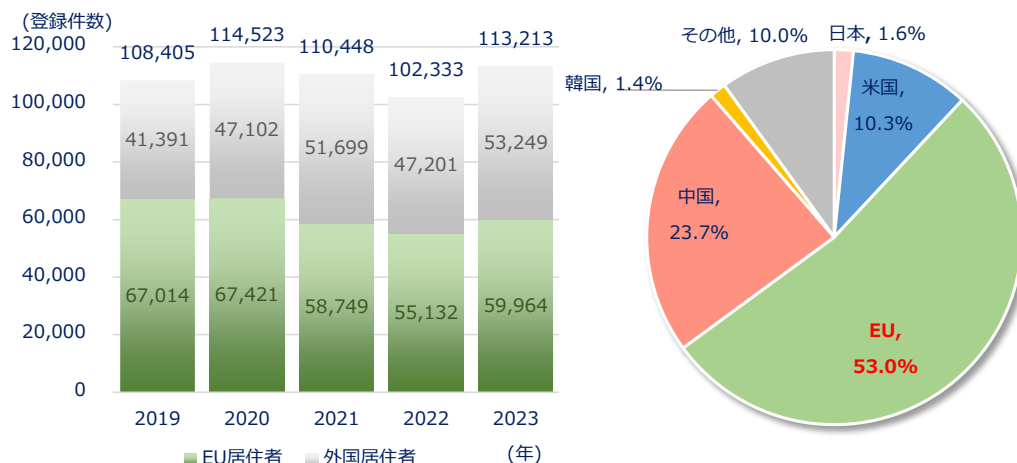
図表：EUIPOへの意匠登録件数の推移(2005～2023年)



- EUIPOでの意匠登録件数は増加傾向であるが、EU居住者の意匠登録件数は減少傾向となっており、2017年時点ではEU居住者は約2/3を占めていたが、2022年では約1/2となっている。

図表：EUIPOへの意匠登録件数の推移（居住国別）

図表：EUIPOへの意匠登録件数構成比（居住国別）（2023年）



- EUIPOでの登録が多い分野は、クラス06（室内用品）が11,942件で最も多く、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）、クラス02（衣料品及び裁縫用小物）と続く。

11,942



クラス06
室内用品

9,483



クラス14
記録、通信又は情報検索の機器

9,433



クラス02
衣料品及び裁縫用小物

● 直近の主な制度改正やEUIPOの取組

- EUIPOではガイドラインを累次改訂しているほか、意匠指令および共同体意匠規制の改正案が提出された。また、2020年1月31日に英国の離脱に伴う意匠制度の取り扱いが離脱協定に基づき規定された。

トピックス	概要
ガイドラインの改訂	● 無効手続きの出願日は登録料支払日としないこととなったほか、今後のガイドライン改訂毎の修正を避けるため、製品表示にかかる規定において口カルノ分類及び分類番号の版には言及しない等と最小限の修正（2022年3月31日～）。 ● 料金の支払いがなされないと出願審査を開始しない点を明確化。品質保証パネル委員会（SQAP）審査員によって誤記が発見されたため関連するトピックが修正。技術的機能（Technical function）の記載について、技術的機能によってのみ定まる意匠の特徴は保護から除外されることが明確化（2023年3月31日～）
意匠指令および共同体意匠規則の施行	● デジタルという表現を「非物理的」に変更、「デザイン」の定義を「機能の動き、遷移、またはその他の種類のアニメーション」を含むことに更新。「製品」の定義を、物理的な製品では具現化されていない新しいデザインや非物理的形式で具体化される物を含むこと等に拡大。（共同体意匠規則は2段階で運用が開始。1段階目は2025年5月1日～、2段階目は2026年7月1日～施行予定） ● 改正規則はEU法により直接適用されるが、EU加盟国は2027年12月9日までに各国法に改正指令を国内法制化する必要がある。
英国のEU離脱	● 2021年1月1日より、登録共同体意匠、非登録共同体意匠、及びEUを指定して保護された意匠の国際登録の効果は、英国においては有効ではなくなった。これらの権利は、直ちにかつ自動的に英国の権利に置き換えられる（離脱協定第54、56条）。 ● 出願人は、2021年1月1日時点で係属中の登録共同体意匠出願を有する場合、2021年1月1日の後9か月以内に英国意匠を登録するために出願することができ、係属中の登録共同体意匠の先の出願日を維持できる（離脱協定第59条）。

- EUIPOには、「Ideas Powered for Business SME Fund」というEUに本拠地をおく中小企業（SMEs）による自社の知的財産保護に役立てるための補助金スキームがあり、意匠権および商標権は国／地域／EUレベルの出願は75%割引、EU域外の出願は50%割引される。

● 出願上のポイント

- EUの意匠制度は委員会規則((EC)No6/2002)を根拠。
- 保護の対象となるデザインは、「製品（product）」概念を導入しているため、「物品（article）」と異なり、有体物であることを前提としない概念である。そのため、ロゴマークやアイコン、タイプフェイスといった無体物の外観も意匠権として保護される。
- EUIPOは新規性などの要件を審査せずに登録（実体審査なし）。新規性などの要件を審査する国・地域（日本、米国、韓国（一部を除く）等）と比較し、権利が相対的に不安定になる懸念。
- 保護期間は最長25年（出願日から5年。5年毎に最大4回を限度として更新可能）。
- 新規性などの要件を審査せずに登録されるため、出願から公報発行までの期間が短い。最大30か月の公表の延期が可能。
- 「Fast-Track」制度が2008年9月より開始。一定の条件を満たす意匠登録出願については登録までの期間を大幅に短縮するというもの。本制度を利用すると、概ね2営業日程度で意匠登録。
- 最初の公表から3年以内の保護期間となる非登録型の意匠権もある。
- 2008年1月1日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加。

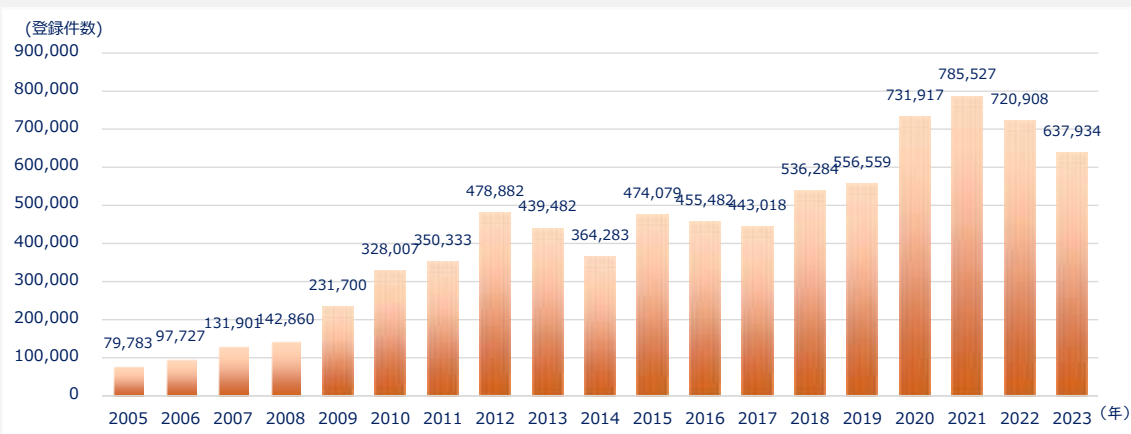
4.中国(CNIPA)

※本ページにおける意匠登録件数は、意匠公報発行年ベースで集計した件数。

● 意匠登録動向

- CNIPAにおける意匠登録件数は増減を繰り返しつつも、過去17年間で約10倍に増加し、2022年には前年より減少したが720,908件となっている。

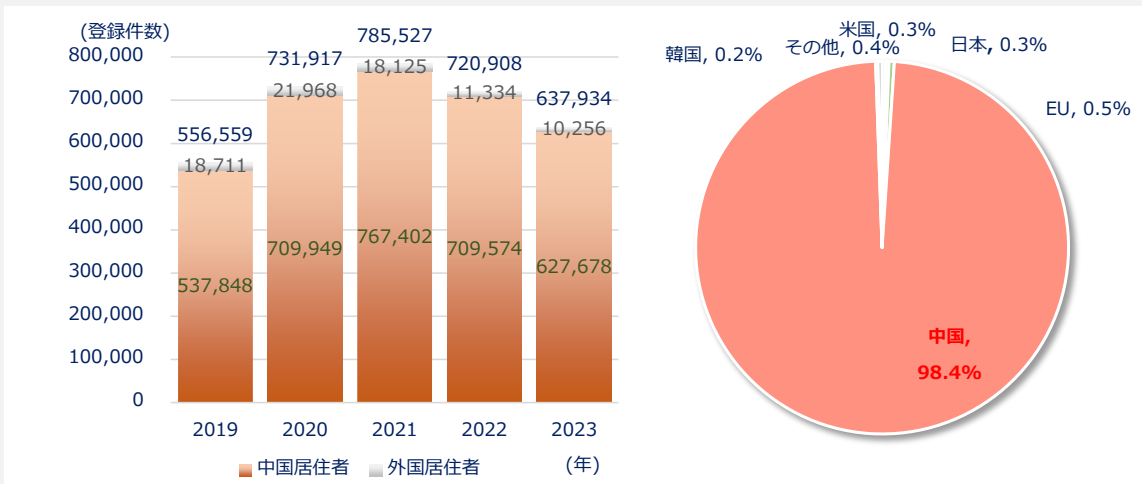
図表：CNIPAへの意匠登録件数の推移(2005～2023年)



- CNIPAでの国外からの意匠登録件数は横ばいであるが、中国居住者の意匠登録件数が増加しており、全体の98.4%を占めている。

図表：CNIPAへの意匠登録件数の推移（居住国別）

図表：CNIPAへの意匠登録件数構成比（居住国別）（2023年）



- CNIPAでの登録が多い分野は、クラス06（室内用品）が68,358件で最も多く、クラス02（衣料品及び裁縫用小物）、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）と続く。

68,358



クラス06
室内用品

49,833



クラス02
衣料品及び裁縫用小物

48,803



クラス14
記録、通信又は情報検索の機器

● 直近の主な制度改正やCNIPAの取組

- 第4回専利法改正により、2021年より施行され現行の意匠制度となる。また、2022年よりハーグ協定ジュネーブ改正協定が発行された。

トピックス	概要
改正専利法の施行に関する関連審査業務処理暫定弁法の改正	● 2023年1月5日、国家知識産権局より「改正専利法の施行に関する関連審査業務処理暫定弁法」の改正の公表。2023年1月11日より施行。 ● 専利法実施細則の改正を前提とした、部分意匠出願や国内優先権の審査が実施できないおそれがあることを考慮した改正。
ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法	● 2023年1月5日、国家知識産権局より「ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法」の改正の公表。2023年1月11日より施行。
専利法実施細則の改正及び専利法審査指南の改正	● 2023年12月、専利法実施細則及び専利法審査指南の改正案の公表。2024年1月より施行。電子によるCNIPAへの申請手続きに係る日付の確定方法が明示され、電子システムにて受領した日を提出日としてみなすことを明確化。中国国内の意匠出願についての6カ月以内の国内優先権主張の制度を拡充し、発明特許出願や実用新案出願を基礎とする国内優先を認める規定を追加。

- 「特許料の減額および納付に関する弁法（專利收費減繳辦法）」により、「経済的に困難な特許出願人または特許権者に対する特許料の減額は、「特許料の減額および納付に関する弁法（專利收費減繳辦法）」の関連規定に従って実施される。また、実体審査段階に入った特許出願について、最初の拒絶理由通知に対する応答期間の満了前に出願を自発的に取下げた場合（意見書を提出した者を除く）、実体審査手数料の50%が返還される場合がある。
- CNIPAの2019年6月28日付「専利費用と商標登録料の減額条件の調整に関する公告」（关于调整專利收費減繳条件和商標注册收費标准的公告（第316号）により、減額対象となる個人と企業が以前より拡大された。人については、「前年の平均月収が5,000元（年収6万元）未満の個人」、企業については、「前年の課税所得が100万元未満の企業」が対象である。

● 出願上のポイント

- 中国の意匠制度は専利法を根拠。
- 意匠権の保護期間は出願日から最長15年間。期間は第4回専利法改正により延長したが、日米欧中韓の中で米国とならび最も短く、知的財産管理の点で留意すべき点である。
- 2021年6月以降、部分意匠出願の登録が可能となり、また、意匠出願についても国内優先権を主張して、後日出願のバリエーションの意匠を登録することが可能に（出願から6カ月以内）。
- 類似する意匠を最大10まで1つの出願に含めることができる。
- 新規性喪失の例外の適用範囲が極めて限定的であることから、原則として、製品発表前の意匠登録出願となる。証明書の提出も必要。
- 出願以外の注意点として、中国居住者による登録が膨大であり、かつ、産業財産権全般に訴訟が非常に多く、中国での事業展開には知的財産権リスク、特に権利行使を受ける可能性がある。
- 秘密意匠制度や公表延期制度はないが、審査遅延制度がある。
- 2022年5月5日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加。

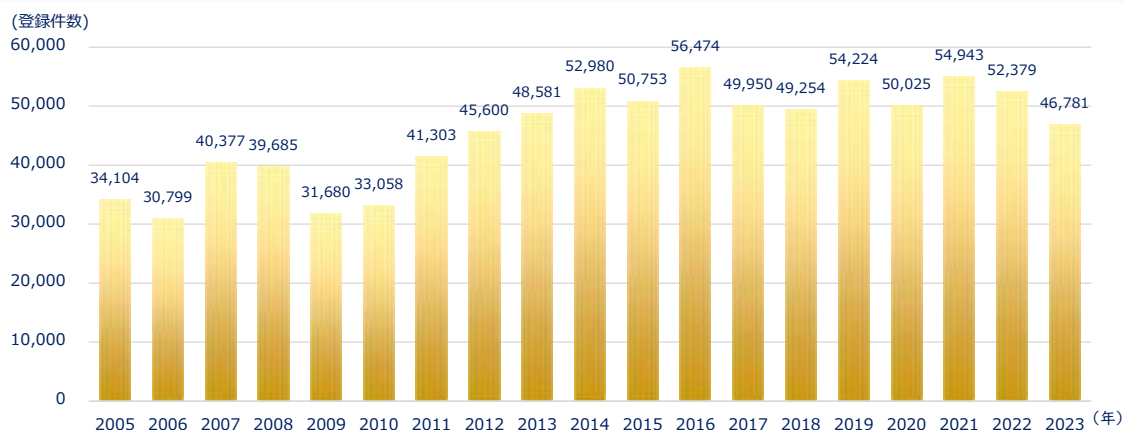
5.韓国(KIPO)

※本ページにおける意匠登録件数は、意匠公報発行年ベースで集計した件数。

● 意匠登録動向

- EUIPOにおける意匠登録件数の推移をみると、2009年で一度減少したが、その後増加傾向となり2016年が56,474件と過去最大となっている。その後減少したが、2022年は52,379件と過去最大の水準に近付いている。

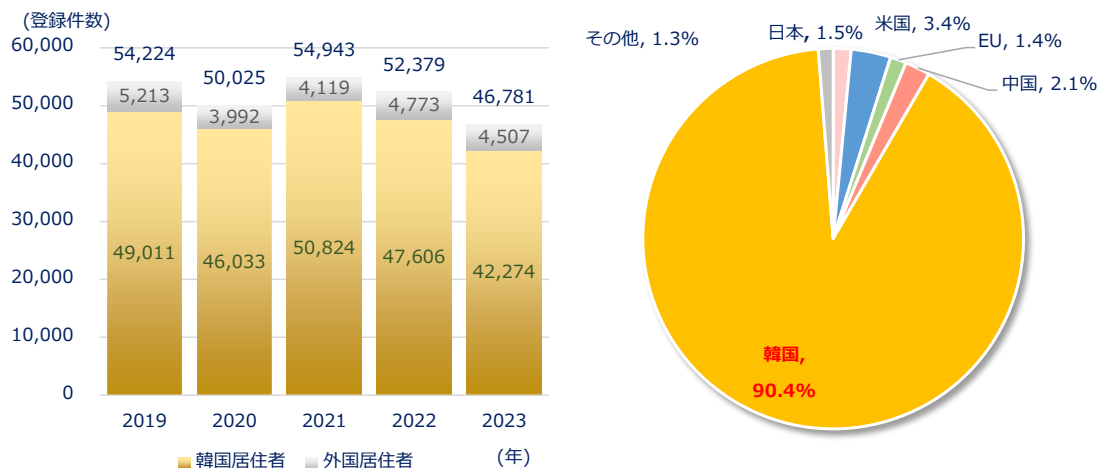
図表：KIPOへの意匠登録件数の推移(2005～2023年)



- KIPOでの国内居住者の意匠登録件数は増加傾向となっているが、外国居住者の意匠登録件数は横ばいとなっている。韓国からの出願が全体の約9割程度を占めている。米国、中国、日本、EU、その他国の順で多くなっている。

図表：KIPOへの意匠登録件数の推移(居住国別)

図表：KIPOへの意匠登録件数構成比(居住国別)(2023年)



- KIPOでの登録が多い分野は、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）が3,869件で最も多く、クラス09（物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器）、クラス02（衣料品及び裁縫用小物）と続く。

3,869



クラス14
記録、通信又は情報検索の機器

3,858



クラス09
物品の輸送又は荷扱いのための
包装容器及び容器

3,353



クラス02
衣料品及び裁縫用小物

● 直近の主な制度改正やKIPOの取組

- 2023年にデザイン保護法が改正されたほか、デザイン保護法に関する改正案が複数提出されている。

トピックス	概要
2023年デザイン保護法一部改正（関連意匠出願の期間拡大等）および施行規則の一部改正例	● 関連意匠出願について3年の拡大期間が適用されたほか、新規性喪失の例外主張の適用拡大、正当な理由により期間内に優先権主張できない場合、2か月の期間を追加付与する出願日優先権主張の要件緩和。（2023年12月21日より）
2023年デザイン保護法一部改正（軽微な場合の修正）	● 審判請求の補正する事項が軽微かつ明確な場合は審判長が職権で補正できるようにする等の、現行制度の運営上現れた一部の不備が改善・補完。（2024年3月15日施行、デザイン保護法施行規則の一部改正令も2024年3月15日公布・施行）
デザイン保護法一部改正法案（グラフィックシンボル等）	● ①デザインの対象となる物品の範疇に2次元的な視覚デザインであるグラフィックシンボルを含める、②登録デザインの保護範囲は、一般の需要者に全体的に同一か類似の印象を与えるデザイン全てを含むよう、改正案が議員から提出された。
デザイン保護法一部改正法案（外装・内装デザイン等）	● 建築物と内装の意匠を意匠の保護対象に含めることを提案した改正案が議員から提出された。
デザイン保護法一部改正法案（賠償額の変更）	● 意匠権又は専用実施権に対する侵害行為の故意性が認められる場合、損害として認められる金額を3倍から5倍に変更。

- KIPOでは一定の条件を満たした対象者に対してデザイン出願料の減免を行っている。
 - 個人：出願料・審査請求料・3年目までの登録料を70%減免（年間20件超の場合は出願料の30%）
 - 中小企業：出願料・審査請求料・3年目までの登録料を70%減免
 - 公共研究機関、TLO等、地方自治体：出願料・審査請求料・3年目までの登録料を50%減免
 - 中堅企業：出願料・審査請求料・3年目までの登録料を30%減免、4～9年目の年金を30%減免
 - 中小企業・中堅企業の中の職務発明報奨優秀企業と知的財産経営認証企業：4～9年目の年金の20%を追加減免
- 中小・中堅企業が内国人から知的財産（デザイン、特許、実用新案）を取得する場合、取得費用に対する所得税・法人税を控除している。本件の控除率は、中小企業は10%、中堅企業3%である。
- 小・中堅企業が内国人と技術取引した場合、技術移転所得に対する所得税・法人税の50%を減免し、技術貸与所得は、所得税・法人税の25%を減免している。
- スタートアップが希望する時期に必要とするIPサービスを選択して支援を受けられる「スタートアップ向けIPパウチャー」制度を設置しており、国内・海外の権利化費用、特許のコンサルティング費用、技術の価値評価、技術移転（ライセンス）の仲介、営業秘密の保護に用いることができる。

● 出願上のポイント

- 韓国の意匠制度は「デザイン保護法」を根拠。デザイン審査基準などは日米欧中韓の中では改訂が頻繁に行われている傾向にある。
- 意匠の登録にあたっては審査官により新規性などの実体審査が行われている。一部の分野については新規性などの要件を審査せずに登録される。該当する分野は7分野（2020年9月より）。
- 保護期間は出願から最長20年。
- 部分意匠制度、関連意匠制度、秘密意匠制度などの各種制度がある。関連意匠出願可能期間は、本意匠の出願日から1年以内。
- 画像意匠の保護範囲は、物品以外の場所に投影される画像(GUI) そのものが保護対象に改正（2021年10月21日～）
- 複数意匠一括出願が可能（同一口カルノ分類のデザインを100まで）
- 2014年7月1日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加。

本調査の実施体制

特許庁	総務部	企画調査課	知財動向班長・意匠動向係長	馬場	亮人
			知財動向班 技術動向係	生野	一孝
	審査第一部	意匠課	企画調査班長（課長補佐）	藤原	宗久良
			企画調査係長（課長補佐）	原川	宙

（受託者）					
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	主任研究員	萩原	理史（業務管理者）		
	主任研究員	上野	翼		
	副主任研究員	鈴木	淳		
	副主任研究員	山本	洋平		
	研究員	江畑	里奈		
	研究員	佐々木	歩		
	研究員	村井	遥		
	研究員	柴田	泰子		

非 売 品
禁無断転載

令和6年度
意匠出願動向調査
ーマクロ調査ー

発 行 令和7年3月

発行者 特 許 庁
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
電 話 03-3581-1101 (代表)

請負先 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

乱丁、落丁がございましたら、上記までご連絡下さい。